

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和6年6月10日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

| | |
|-----|-------|
| 1番 | 鈴木勝利 |
| 2番 | 伊藤知子 |
| 3番 | 藤田尚美 |
| 4番 | 磯山和男 |
| 5番 | 池辺己実夫 |
| 6番 | 甲斐徳之助 |
| 7番 | 塚原正彦 |
| 8番 | 柳井哲也 |
| 9番 | 遠藤憲子 |
| 10番 | 大森和夫 |
| 11番 | 加藤政之 |
| 12番 | 出澤大 |
| 13番 | 山本伸子 |
| 14番 | 小松崎伸 |
| 15番 | 水梨伸晃 |
| 16番 | 伊藤裕一 |
| 17番 | 杉森弘之 |
| 18番 | 須藤京子 |
| 19番 | 黒木のぶ子 |
| 20番 | 高嶋基樹 |
| 21番 | 諸橋太一郎 |
| 22番 | 石原幸雄 |

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

| | |
|----------------------|---------|
| 市 長 | 沼 田 和 利 |
| 副 市 長 | 鷹 羽 伸 一 |
| 教 育 長 | 川 村 始 子 |
| 市長公室長 | 飯 野 喜 行 |
| 経営企画部長 | 糸 賀 修 |
| 総 務 部 長 | 野 口 克 己 |
| 市 民 部 長 | 吉 田 茂 男 |
| 保健福祉部長 | 渡 辺 恭 子 |
| 環境経済部長 | 二野屏 公 司 |
| 建 設 部 長 | 長谷川 啓 一 |
| 教 育 部 長 | 小 川 茂 生 |
| 会 計 管 理 者 | 関 達 彦 |
| 監査委員事務局長 | 本 多 聡 |
| 農業委員会事務局長 | 榎 本 友 好 |
| 市長公室次長兼 秘 書 課 長 | 稲 葉 健 一 |
| 経営企画部次長兼 政策企画課長 | 淀 川 欽 市 |
| 総務部次長兼 人 事 課 長 | 石 野 尚 生 |
| 総務部次長兼 契約検査課長 | 門 倉 史 明 |
| 市民部次長兼 市民活動課長 | 斎 藤 正 浩 |
| 保健福祉部次長兼 医療年金課長 | 宮 本 史 朗 |
| 保健福祉部次長兼 社会福祉課長 | 石 塚 悟 |
| 環境経済部次長 | 藤 木 光 二 |
| 環境経済部次長兼 廃棄物対策課長 | 岩 瀬 義 幸 |
| 建 設 部 次 長 | 野 島 正 弘 |
| 教育委員会次長兼 教育総務課長 | 吉 田 充 生 |
| 教育委員会次長兼 スポーツ推進課長 | 高 橋 頼 輝 |
| 全 参 事 | |

1. 議会事務局出席者

| | |
|----------|---------|
| 庶務議事課長 | 飯 田 晴 男 |
| 庶務議事課副参事 | 滝 本 仁 |
| 庶務議事課主査 | 椎 名 紗央里 |
| 庶務議事課主事 | 田 上 洋 子 |

令和6年第2回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

| 質問議員名 | 質問事項 | 要 旨 | 答 弁 者 |
|----------------------|--|--|--|
| 1. 石原 幸雄 (一問一答方式) | <p>1. 「うしタクの業務委託のあり方」について</p> <p>2. 「教育行政」について</p> <p>①教育長の教育方針</p> <p>②教科書の単独採択</p> <p>3. 「市有財産の利活用」について</p> <p>4. 「本庁舎の建て替え」について</p> | <p>うしタクの現行の業務委託先は市外業者であるが、地場産業育成の観点から、業務委託の更新に際しては市内業者を優先すべきと考えるがどうか？又、委託期間も4年以内とすべきと考えるがどうか？</p> <p>教育長は学び合いの学習方式の見直しの方針を明言されているが、現行の何処をどの様に見直すのか？</p> <p>2014年の関係法令の改正により、小中学校で使用する教科書の採択については、市教育委員会での単独採択も可能とされたが、本市教育委員会もそれを検討しては如何か？</p> <p>故障の為に総合運動公園内のドーム開閉式プールが放置されたままになっている。又、移転新築が予定されている牛久消防署跡地の利活用の計画は無いと聞き及んでいる。故にこれ等を民間事業者等へ賃貸する等により、税外収入の確保を検討すべきと考えるがどうか？</p> <p>現行の本庁舎は内部スペースが狭隘であり、教育委員会等の部署の分散化も余儀なくされている。故に、各部署が同一の建物内か同一の敷地内に設置される様、本庁舎の建て替えを検討すべきと考えるがどうか？</p> | <p>市 長 関 係 部 長</p> <p>教 育 長 関 係 部 長</p> <p>市 長 関 係 部 長</p> |

| | | | |
|----------------------|---|---|------------|
| | 5. 「工業団地の区画の拡充」について | 企業誘致の為の部署が役所内に復活したこと、又、圏央道の4車線化工事や竜ヶ崎阿見線バイパスの整備が着々と進行中である等、企業誘致の為の環境が整いつつあることを踏まえて、桂・奥原の両工業団地の区画の拡充を検討すべきと考えるがどうか？ | |
| 2. 柳井 哲也 (一問一答方式) | 1. 奥野地区活性化策 2. 牛久沼ニュータウン構想を | 1. 都会の人にとって魅力ある里山を更にすばらしい地域にするためには。 2. 名所旧跡や観光資源などのピックアップ 3. グランピング構想を仄聞しているが民泊導入の可能性 4. 牛久特産物販売所の設置とインバウンド対策 1. 牛久市に良質な宅地があれば人口増加の可能性はあるのではないか。 2. 中心部に「牛久沼駅」を 3. 小学校から高校までのインターナショナルスクール、研究所、事務所を誘致し、活力あるまちを目指す。(IT企業、データセンターなど) 4. 「災害に強いまち」を発信し世界一活き活きした自治体を目指す。 | 市長 関係部長 |
| 3. 塚原 正彦 (一括方式) | うしくの教育ビジョンと新しい学びのモデルの構築について一人へ投資する知の福祉を実現するための基本スキームー | これまで牛久市が提唱してきた「学びあい」は、学校教育の教育方法で、地域社会の教育ビジョン、政策としての要件をみたすものではなかった。 社会のスマート化と人生100年時代のライフシフトを視野にいれると、一人ひとりの生きるチカラを高める新しい教育ビジョ | 市長 関係部長 |

| | | | |
|-----------------------|---|--|---------------|
| | | <p>ンを提起し、新しいプレイヤーが参画する学びのモデルの開発に早急に着手すべきである。</p> <p>そのためには、新しい視点から地域社会の教育をデザインするチームを結成し、実証実験を実施し、社会の富を創造するための学びの仕組みを構築する必要がある。</p> <p>令和6年度に改定される教育大綱、総合計画の策定作業において、上記の視点にたった教育ビジョンと学びのモデル設計を提案するが、その考えを伺う。</p> | |
| 4. 甲斐 徳之助 (一問一答方式) | <p>1. インフラ施設の老朽化対策、耐震化の現況と今後について</p> <p>2. 地域通貨とマネーカード (電子)</p> | <p>1. 上下水道の老朽化について。 老朽化が進み、改修・修繕などが必要。対策は。また、耐震化についてはどうか。 具体的な対策計画はどのようなになっているのか。</p> <p>2. 下水道の使用料について 下水道使用料が改定されたが、老朽化・耐震化対策の費用も見込んでいるのか。</p> <p>3. この値上げによる施設の改修修繕がどの程度担保されるのか。</p> <p>4. 上下水道施設の耐震化について 必要性や緊急性をどのようにとらえているのか。</p> <p>5. 上下水道施設の現況と今後について 現時点での耐震化の進捗はどのようなか。</p> <p>1. これまで質問し、事業実施に取り組んでいくと</p> | 市 長 関係 部 長 |

| | | | |
|----------------------|--|---|------------|
| | の連携について | <p>の答弁のその後の進捗状況を伺う。</p> <p>2. 今後どのように進めていくか伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 ・手法 | |
| 5. 鈴木 勝利 (一問一答方式) | <p>1. 給付支援サービスの導入について</p> <p>2. 災害時の避難所のトイレ確保・管理について</p> <p>3. 補聴器購入の助成と軟骨伝導イヤホンの導入について</p> <p>4. 奨学金返還支援制度の導入について</p> | <p>(1) デジタル庁が提供している給付支援サービスの内容</p> <p>(2) 本市の給付金支給手続きの方法</p> <p>(3) 給付支援サービス導入に対する見解</p> <p>(4) デジタルディバイド解消に向けての対応</p> <p>(1) 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に沿った「災害時のトイレ確保・管理計画」の作成状況</p> <p>(2) トイレトレーラー導入及び導入済み自治体との協定締結に対する見解</p> <p>(1) 補聴器購入の助成の拡充の検討状況と今後の対応</p> <p>(2) 難聴者に対する市役所窓口での対応方法</p> <p>(3) 軟骨伝導イヤホンの導入に対する見解</p> <p>(1) 県内の奨学金返還支援制度導入自治体の最新状況</p> <p>(2) 奨学金返還支援制度導入の調査研究状況と今後の対応</p> <p>(3) 本市採用教員の奨学金返還支援制度設計に対する見解</p> | 市長 関係部長 |
| 6. 山本 伸子 (一問一答方式) | 1. 「たまり場」の成果と検証 | <p>1. たまり場補助金の3つの交付要件について伺う。</p> <p>○行政区の内外を問わず市民活動団体に貸し出</p> | 市長 関係部長 |

| | | | |
|--|------------------------------|--|--|
| | <p>2. 持続可能な行財政運営のための定員管理</p> | <p>していること、周辺地域を広く巻き込んだコミュニティづくりに役立っていることとした2つの要件についての市民への周知と認知度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年末年始を除き、年間3分の2以上の開放となっていることの負担感 <p>2. たまり場の主な活動内容と今後目指すものについて伺う。</p> <p>3. 補助金額が一律月額7万円であることの妥当性と見直しについて伺う。</p> <p>4. 市社協が行っているふれあいサロンや地区社協で行っている住民交流部会等の活動との関連について伺う。</p> <p>5. たまり場のクーリングシェルターとしての活用成果と今後について伺う。</p> <p>1. 定員管理のこれまでの考え方と取り組みについて伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員削減から適正配置への今までの経過 ○職員数の推移、年齢構成、再任用職員数（フルタイムと短時間）、会計年度任用職員数の推移、早期退職者の状況、人件費の推移 <p>2. 定員管理のこれからの考え方と計画について伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定員の適正化に向けての基本的な考え方 ○定年延長制度への対応（フルタイム再任用職員の推移、役職定年制の導入における勤務延長型特例任用の考え方）、専門職や技術職の確保、会計年度任用職員の任用管理 ○目標とする職員数と人 | |
|--|------------------------------|--|--|

| | | 件費を想定した計画 | |
|-----------------------|---|---|----------------|
| 7. 黒木 のぶ子 (一問一答方式) | (1) 先進自治体への 視察研修について (2) 交通弱者の救済 について (3) 孤独・孤立対策 について | (1) ①各常任委員会視察に 市の担当部署の職員 が同行し、情報の共有 ②視察後に同行職員と 議員とが視察の内容 だけでなく、さまざ まな気付きのディス カッションをする (2) ①高齢者へタクシー運 賃助成 ・ 65歳以上の単身世 帯 ・ 70歳以上の高齢者 世帯 ※自家用車を運転する 方は対象外 (3) ①4月に孤独・孤立対 策推進法が施行され たことで取り組む民間 への支援 ②子どもの居場所作り と高齢者の見守りな どを含め世代間の交 流がその場所へ行く ことでできるところ。 | 市 長 関 係 部 長 |
| 8. 加藤 政之 (一問一答方式) | マイナンバーカード の健康保険証利用 (マイナ保険証)に ついて | ①最新のマイナンバーカ ードの取得率と、マイナ保 険証の利用率について伺 う。 ②紙の健康保険証が廃止さ れ、マイナ保険証に一本 化するメリットについ て。 ③紙の健康保険証の廃止と マイナ保険証の周知につ いて。 ④マイナ保険証が、何らか の理由で取得できない人 への、本市としての対応 について。 ⑤マイナ保険証を作らない 人の、今後の健康保険証 の利用について。 ⑥マイナ保険証利用によっ て確認されている問題に | 市 長 関 係 部 長 |

| | | | |
|-----------------------|---|--|------------|
| | | <p>ついて伺う。</p> <p>⑦紙の健康保険証廃止によって、今後予想される問題を本市としてどう対応するか伺う。</p> | |
| 9. 磯山 和男 (一問一答方式) | <p>1. グリーンファームについて</p> <p>2. 岡見地区の公共交通について</p> <p>3. 旧奥野小学校の利活用について</p> | <p>(1) グリーンファームの役割は</p> <p>(2) 今後の経営方針は</p> <p>(3) 直接には経営に結び付かないことでも何か取り組もうとする考えなどはあるか</p> <p>(1) 住民は不便であると感じているが市は現状をどの様にとらえているか</p> <p>(2) 改善（かっぱ号の乗入等）への考えは</p> <p>(1) 地域や市民の声を聞いたうえで利活用についての現在の状況は</p> <p>(2) 今後の進め方は</p> <p>(3) 将来に渡っても地域住民や市民の要望により利活用していくことができるのか</p> | 市長 関係部長 |
| 10. 小松崎 伸 (一問一答方式) | <p>牛久市の道路行政について</p> <p>1. 市道の安全確保の実績と今後の計画</p> <p>2. 道路インフラの管理、長寿命化対策</p> | <p>①市道における危険個所の把握や抽出について</p> <p>②危険個所への対策の実績</p> <p>③実施した対策の効果</p> <p>④安全対策を実施する上での課題</p> <p>⑤今後の実施予定</p> <p>①市道の舗装や橋梁等の道路インフラ施設の現状</p> <p>②これまでに実施した長寿命化対策の実績</p> <p>③点検の実施状況と結果</p> <p>④点検結果を反映した計画の策定と予算の確保</p> <p>⑤道路インフラが抱える課題と今後の計画</p> | 市長 関係部長 |
| 11. 杉森 弘之 (一問一答方式) | 1. 牛久市地域防災計画（地震災害対 | (1) 第2章 災害予防計画 第1節 災害に備えた組 | 市長 関係部長 |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | <p>策計画編及び風水害等対策計画編)</p> <p>2. 原子力災害対策</p> | <p>織づくり</p> <p>1. 市の活動体制の整備 (地震災害編) 牛久市職員地震時初動対応マニュアル、業務継続計画 (BCP)、各部門の連携体制の整備、減災行動マニュアル</p> <p>5. 広域等相互応援体制 14 協定の現状認識と今後の計画 受援計画の策定 (市町の1割)</p> <p>6. 民間企業の協力及び防災体制 42 協定の現状認識と今後の計画</p> <p>7. ボランティア 宗教団体との連携</p> <p>(2) 第3章 災害応急対策計画 第6節 避難収容活動 2. 避難場所 設置基準 (スフィア基準、TKB)、食事、設置期限、関連死0を目指すとの関係、福島第二 (「一」に訂正あり) 原発事故では関連死 2,900人</p> <p>4. 応急仮設住宅 1戸 29.7 m²、災害発生から 20 日以内の着工、公営住宅等への一時入居、2 年以内の供与期間</p> <p>(3) 第7節 物資の調達・供給活動 食料、水、衣料・生活必需品、関連死0を目指すとの関係</p> <p>(4) 第17節 原子力災害における広域避難者の受入れ 受入れだけでよいのか 牛久市民の避難を考える必要性</p> <p>(1) 災害対策基本法、災害対策基本法施行令と原子</p> | |
|--|---|---|--|

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>力災害対策</p> <p>災害対策基本法「災害」の定義として「大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」</p> <p>災害対策基本法施行令「政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出」、(市町村の責務)</p> <p>第五条「市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。」</p> <p>牛久市地域防災計画に原子力災害対策計画編が必要ではないか</p> <p>(2) 原子力災害対策の必要性</p> <p>茨城県は東海村に 20 の原子力関係施設が存在し、特に東海第二原発の再稼働の動き、その特別な危険性＝稼働から 46 年の老朽原発、可燃性・老朽化の配線、他の原子力施設が近接し複合災害の可能性、半径 30 キロ圏内に 92 万人居住し避難不可能、県のでたらめな避難想定</p> <p>(3) 原子力災害の広範囲性</p> <p>チェルノブイリ原発事故(北西 100 kmも避難地域)、福島第一原発事故(飯館村 40 kmも避難区域)、牛久市は福島第一原発から 178 kmの距離だが事故当時ホットスポットに、東海第二原発から</p> | |
|--|--|---|--|

| | | | |
|-----------------------|--|--|----------------|
| | | <p>は 64 kmの距離ではない</p> <p>(4) 減災数値目標の逃げ遅れ0を目指す、犠牲者0を目指す</p> <p>丹波篠山市の例「とつとつ逃げる」</p> <p>ひたちなか市民の避難受け入れと牛久市職員の安全</p> | |
| 12. 水梨 伸晃 (一問一答方式) | <p>1. 公立小中義務教育学校体育館の空調設備について</p> <p>2. 牛久市子ども会育成連合会について</p> <p>3. 婚活サポートセンター「であイバ」について</p> | <p>1. 第二次避難場所に指定されている市内公立小中義務教育学校体育館に空調設備を新たに置く予定はあるか</p> <p>空調設置と合わせ断熱性確保のための工事が必要とあるが、その予定はあるか</p> <p>1. 牛久市子ども会育成連合会に加入している子どもの人数を伺います</p> <p>牛久市子ども会育成連合会が主催するイベントは市内全域の子ども会加入対象者向けの行事になっているのか</p> <p>市の予算も投入されている牛久市子ども会育成連合会が主催するイベントは、市内全域の子ども会加入対象者向けの行事となるよう助言を行うべきと考えるが見解を伺う</p> <p>1. 入会登録料の助成制度設置の予定はあるか</p> | 市 長 関 係 部 長 |
| 13. 出澤 大 (一問一答方式) | <p>1. 本市の人口の状況について</p> <p>2. 本市の市内総生産について</p> | <p>1. 直近1年間の状況について</p> <p>2. 県内で人口が増えている、または減少が小さい自治体との比較</p> <p>3. 子育て世代への支援策について</p> <p>1. 県内の他自治体との比較</p> | 市 長 関 係 部 長 |

| | | | |
|-----------------------|--|--|------------|
| | <p>3. グリーンファームや市内の農業の今後の展開について</p> <p>4. 地方自治法改正案に対する本市の受け止めについて</p> | <p>2. 企業誘致について</p> <p>3. キャッシュフローの地域内滞留について</p> <p>1. 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について</p> <p>2. 地域おこし協力隊について</p> <p>1. 自治体への指示権の創設について、国の関与は必要最小限とすると定めた地方自治法に反するとの懸念の声が各地から上がっているが、本市としてはどう考えるか。</p> | |
| 14. 須藤 京子 (一問一答方式) | <p>1. 人口減少時代に「選ばれ続ける」まちづくりに必要な地域ブランディング戦略について</p> <p>2. 介護等の福祉サービスを支える人材の確保策について</p> <p>3. 最期までその人らしい「生き方と逝き方」を支える仕組みづくりについて</p> | <p>1.</p> <p>(1) 牛久市が選ばれ続けるため、これからの時代に有効な戦略としての「ブランディング」</p> <p>①牛久市の持つ価値、市の強みを抽出し、市の内外に共感、共鳴、伝播させていく取り組み</p> <p>②ブランディングのシンボリックな存在としてのキャラクター活用</p> <p>2.</p> <p>(1) 介護事業所・障害福祉サービス提供事業所の人材確保を支援する取り組み</p> <p>①介護等事業所の状況把握や課題抽出・解決する仕組み</p> <p>②介護職員確保のための助成制度の創設</p> <p>3.</p> <p>(1) 超高齢・多死社会へと変化する社会に備えた取り組み</p> <p>①医療・介護の現場での身元保証</p> <p>②通院・買い物支援・金銭管理などの日常生活支援</p> <p>③家族が担ってきた人生</p> | 市長 関係部長 |

| | | | |
|-----------------------|--|--|------------|
| | | の最終段階における医療・ケアの決定プロセスと葬儀などの死後事務 | |
| 15. 大森 和夫 (一問一答方式) | <p>1. 小中学校体育館の冷暖房断熱工事計画について</p> <p>2. 不登校の数・対策・実績について</p> <p>3. 学びあいの教育方針変更</p> <p>4. 職員の定数などについて 職員定数、欠員、中途退職、ハラスメント、経験者独自採用</p> <p>5. 会計年度任用職員処遇について</p> | <p>(1) 工事計画 (2) 補助金の有効活用</p> <p>(1) 令和 5 年度の小中学校：学校別 (2) 学年別男女別の数・原因過去 7 年 (3) 対応した項目の内訳学年男女 復帰数、新規の数 不登校の定期的に連絡している数</p> <p>(1) 具体的な授業変更 (2) 進め方</p> <p>(1) 令和 5 年度採用実績 令和 6 年度採用計画 (2) 研修・ハラスメント対策 (3) 休暇取得状況 育休・介護・病気など</p> <p>(1) 賃金・特別給・最低賃金の適用時期など (2) 社保、厚生年金</p> | 市長 関係部長 |
| 16. 遠藤 憲子 (一問一答方式) | <p>1. 熱中症対策について</p> <p>2. 高齢者のスポーツ振興に対して利用料金の減免と牛</p> | <p>(1) 「熱中症特別警戒アラート」の運用が 4 月から開始された。熱中症の健康被害が発生するおそれがある場合に、気象庁は「熱中症特別警戒アラート」を発表するが、市の取り組みは。</p> <p>(2) 学校・企業・市民への周知と対応は。</p> <p>(3) 全市町村に最低 1 か所以上のシェルター設置を求められているというが、どうか。</p> <p>(1) 高齢者になっても継続的にスポーツを行うことが健康維持にも役立ち、</p> | 市長 関係部長 |

| | | | |
|-------------------------------|--|---|--------------------|
| | <p>久運動広場テニスコートの改善</p> <p>3. 国民健康保険税の中で、子どもの均等割りの免除を</p> | <p>結果医療費の削減にもつながるのではないかとされている。しかし、利用者から利用料金の減免を求める意見が寄せられており、前市長の答弁もあり、検討はされたのか。</p> <p>(2) 牛久運動広場テニスコートの改善は。</p> <p>(1) 県は 2022 年度に国民健康保険税の課税方式を 2 式（所得割・均等割）に統一した。さらに県は 5 億円を各市町村の 20 才未満の人数で按分し補助金として交付。市でも活用し子どもの均等割を半額にした。国は未就学児のみに均等割半額を限定している。現状はどうか。</p> <p>(2) 子どもの均等割は他の保険などにはなく、国保だけにあり被保険者の負担は重い。子育て支援の観点からも子どもの均等割の免除について。</p> | |
| <p>17. 高嶋 基樹 (一問一答方式)</p> | <p>1. 除草作業について</p> <p>2. 小学生の夏期登下校について</p> <p>3. 防災時の各家庭備蓄について</p> | <p>中央分離帯、道路、歩道、公園、区民会館、空き地の除草作業の分類 連携・景観美化・防犯・防災・除草時期・補助・予算等</p> <p>夏期は夏休み等により配慮がなされているが、その前後での熱中症対策は万全であるか？ 遠方より徒歩通学する児童の状況</p> <p>3 日分は各家庭での備蓄を促しているが、保管場所の周知などは万全であるか？ 自主防災組織の分布と役割、活動実績は？</p> | <p>市長 関係部長</p> |

| | | | |
|-------------------------------|--|---|--------------------|
| <p>18. 伊藤 裕一 (一問一答方式)</p> | <p>1. 人口将来推計について</p> <p>2. 在宅介護について</p> | <p>①『地方自治体「持続可能性」分析レポート』に関する所感を伺う</p> <p>②総人口維持を目指すとする人口目標見直しの検討状況</p> <p>③市独自の移住支援策が必要と考えるが見解を伺う</p> <p>④地域おこし協力隊について</p> <p>①訪問介護の基本報酬引き下げに関し、把握している市内事業者並びに利用者の状況</p> <p>②介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況</p> <p>③市独自支援策について</p> | <p>市長 関係部長</p> |
| <p>19. 伊藤 知子 (一問一答方式)</p> | <p>1. 市庁舎建て替えの考え</p> <p>2. 带状疱疹ワクチンの公費助成</p> <p>3. オーバードーズへの対策</p> | <p>・庁舎劣化度調査の報告の内容</p> <p>・執務環境の現状と課題は</p> <p>・防災の観点からの課題は</p> <p>・建設費と財源の考えは</p> <p>・市庁舎の建て替えを今後検討されるのか、見解を伺う</p> <p>・公費助成の問い合わせや希望する声と、対応は</p> <p>・带状疱疹ワクチン助成の検討結果と進展を伺う</p> <p>・国保の带状疱疹医療費と、市の医療費抑制の考えは</p> <p>・予算規模について</p> <p>・施政方針に沿った予防ワクチンの公費助成の見解は</p> <p>・オーバードーズが疑われる救急搬送などの実態把握</p> <p>・販売者への要請内容とオーバードーズの相談体制は</p> <p>・オーバードーズの周知は</p> <p>・「薬物乱用防止」に関する授業の内容</p> <p>・孤立、孤独を抱える若者の居場所づくりへの支援</p> | <p>市長 関係部長</p> |

| | | | |
|--------------------------------|--|---|--------------------|
| <p>20. 藤田 尚美 (一問一答方式)</p> | <p>1. こども誰でも通園制度について</p> <p>2. ひとり親家庭の支援</p> <p>3. HPVについて</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・導入するには、課題は何か。 ・一時保育事業とこども誰でも通園制度を市民が利用しやすくなるようどう考えていくのか。 ・導入することで、保育士不足をどのように確保していくのか。 ・こども誰でも通園制度についての周知方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対する支援サービスは、どのようなものがあるか伺う。 ・習い事への助成の考え ・ひとり親家庭休養ホーム制度 ・父子家庭への支援の充実 ・就活応援の考え <ul style="list-style-type: none"> ・国は対象者にHPVワクチンを接種することをすすめているのか。 ・HPVワクチンの効果 ・接種率は、十分といえるか ・HPVワクチンの男性への独自助成した自治体 ・本市で、想定した場合、対象者は何人で、かかる費用は、いくらになるか ・HPV検査単独法の導入の考え | <p>市長 関係部長</p> |
| <p>21. 池辺 己実夫 (一問一答方式)</p> | <p>1. 二所ノ関部屋との連携によるひたち野うしく地区の活性化について</p> | <p>(1)ひたち野うしく駅から二所ノ関部屋へと続く通りの愛称について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りの愛称の決め方は道路愛称選定委員会で議論されるようであるが、直近の事例について ・改めて、阿見町とも協議の上、ひたち野うしく駅から二所ノ関部屋へ続く通りに、「二所ノ関通り」との愛称をつけることについて <p>(2)二所ノ関部屋と連携し</p> | <p>市長 関係部長</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>たまちの活性化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市における二所ノ関部屋への支援の現状について ・牛久市スポーツ推進計画に基づく二所ノ関部屋との連携の現状について ・阿見町との連携による支援の実施について ・牛久市スポーツ推進計画に基づく二所ノ関部屋の力士たちとの交流について ・二所ノ関部屋と連携したひたち野うしく地区のシティ・プロモーションについて | |
|--|--|---|--|

令和6年第2回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和6年6月10日（月）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は21人です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者及び答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭かつ簡潔にされるようお願いいたします。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、22番石原幸雄議員。

石原幸雄議員。

〔22番石原幸雄議員登壇〕

○22番 石原幸雄 議員 改めまして、おはようございます。自民党うしく21に所属をいたしております石原幸雄であります。

ただいまより通告に従いまして、5点の一般質問を行います。

まず、第1点目といたしまして、うしタクの業務委託の在り方について質問をいたします。

御承知のように、本市のデマンドタクシーであるうしタクは、令和2年10月1日から運行が開始され、早くも4年が経過しようとしていることは論をまたないところであります。一方、うしタクについては、サービス体制の面で市民から様々な意見が寄せられているものと存じますが、私が今回の一般質問で取り上げたいことは、業務委託先と委託期間の問題であります。すなわち、うしタクの現行の業務委託先は市外業者であり、その業者が配車窓口となり、実際の運行業務は市内のタクシー業者が行っていること、また、業務委託期間が5年間と市長や議員の任期である4年間を超える長期にわたっていることであります。

ところで、行政の使命の一つとして地場産業の育成が挙げられますが、この点を踏まえれば、うしタクの業務委託先は市内業者が優先されてしかるべきであり、業務委託先が仮に市内業者となれば、サービス体制がおのずと向上するだけではなく、委託期間についても4年以内になれば、市長の意向も反映されやすくなるともに市議会のチェック機能も働きやすくなるものと確信をいたします。

そこで質問をいたします。

うしタクの現行の業務委託の更新に際しては、業務委託先として市内業者を優先し、併せて委託期間についても4年以内とすることに留意すべきであると考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 本市が発注する契約に関し事業者を選定する際には、公正な価格、品質の確保、不正行為の防止といった競争性によって担保された基本的な事項を遵守しながら、地場産業の育成、地域経済の活性化に寄与することは重要なものと認識しております。

御質問にございますうしタクの業務委託におきましても、令和2年10月からの運行開始に向け、同様の考え方により進めたところではありましたが、業務内容の仕様を固めていく中で、その内容を請け負うことのできる事業者が市内にはなかったことから、結果として市外6業者を指名業者として入札を実施いたしました。次回の業務委託の更新におきましては、改めて委託内容などを含め仕様を検討することとなりますので、地場産業の育成を念頭に置きながら進めてまいります。

次に、委託契約の期間につきましては、現在の契約内容の仕様を決定していく中で、配車システムを利用した運行を予定したことから、その当時に想定したシステムのリース期間が5年というのが一般的なリース契約期間の設定であったことから、また、新たに事業を立ち上げた段階であったことから、機器導入に関するイニシャルコストを平準化することも検討材料の一つでありました。加えて、市民の皆様の日常の移動手段として安定した事業を構築するためには、期間として複数年の契約は必要であるとの考えの下、5年間の委託期間を設定したものであります。

次回の業務委託方針においては、現行の考え方を踏まえつつも、委託期間中に起きた物価高騰や全国的な運転手不足の問題など、事業者における状況にも大きな変化があり、今後の契約にも少なからず影響があるものと考えておりますので、改めて委託期間の検討も含め、安定した市民サービスを主眼とした制度設計を行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○2番 石原幸雄 議員 今回の市長の答弁によりますと、委託先についてはなるべく更新に際しては市内業者を優先していただけるものと理解をいたしました。委託期間についてはいかがでしょうか。市長、5年ということが今までの契約になっているわけなんですけれども、5年以下にするということを念頭に置いて更新をしていただけるものと理解をしてよろしいのかどうか確認を求めたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 確かに、議員おっしゃるとおり5年というリース期間は我々の任期より長い期間でありますから、何かとその期間不都合が生じた場合に対応に苦慮するといったこともありますので、5年というのは答弁で申し上げましたとおり、そのときの一般的な契約期間であることから、それにとらわれず今後検討していきたいというふうに思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○2番 石原幸雄 議員 それでは今の答弁にありましたように、5年以下になることも期待

をいたしまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、第2点目といたしまして、教育行政について2項目の質問をいたします。

初めは、教育長の教育方針についてであります。

申し上げるまでもなく、本市では、前教育長の時代に、市内の全ての小中学校の授業形態として学び合いの学習方式が採用されたことは、論をまたないところであります。一方、学び合いの学習方式についてはメリットがある反面、デメリットも指摘されているのであります。すなわち、現場の教師の負担が大であるとか、ボトムアップに重点が置かれていることから、問題に対する理解力のより早い児童生徒にとっては歯がゆさを感じるのではないのかなどであります。

ところで、教育長は、学び合いの学習方式について、令和7年度からの新方式の導入に向けて、現行の見直しの方針を明言されたと記憶をいたしております。

そこで、率直に質問をいたします。

学び合いの学習方式のどこをどのように見直すのか、その方針について明快なる答弁を求めるものであります。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 教育方針に関しましては、以前御説明したとおりですが、授業に関する主な変更点は以下の3点です。

まず、今までコの字型とグループかペアと決められていた学習形態を、学習の狙いや発達段階によって教員が柔軟に行えるようにしました。先般の各学校への教育委員訪問では、教育委員の方々から、自由度が出て先生方が生き生きと教科の専門性を発揮して授業ができているとの評価をいただきました。先生方からも黒板前から子供たちの表情が見えるので、対応しやすいとの声をいただいております。

2点目には、今まで多くの時間を話し合いをすることに費やし、学習のまとめや振り返りが十分にできなかったので、学習の定着に課題が見られていました。それについては、学習の狙いを視点としてまとめや振り返りができるようにお願いしました。これについてはまだまだ改善が必要ですが、先生方の意識の中には、まとめ、振り返りがありますので、徐々に時間配分ができるものと思われま。

3点目は、話し合いを目的とすることをやめ、積極的に先生方が説明したり、子供たちが個人で考えたり、工夫してノートを取ることに時間をかけ、話し合いはあくまでも学習の狙いを達成するための一つの手段として用いるようにしました。その結果、子供たちが課題に取り組む時間が増え、学習内容の浸透が図られています。同時に、ICT機器を活用した学びの推進を進めておりますが、全校で強力に推進していただき、すばらしい展開事例もありますので、今後はその例を全市で共有し、横展開を図っていきたくと思っています。

現在この方針にのっとなって、各学校で発達段階や実態に応じて工夫していただいているところですが、おおむね順調に進んでいるようです。さらには、教育相談員や指導主事たちが各学校の授業改善のアドバイスにも入っています。また、先生方の研修ですが、国のガイドラインに沿い、やらされる研修から主体的に共同でやりたい研修に変え、回数も従来の半数程度まで減らしてい

きます。具体的には、自らの教職経験を振り返り、さらに伸ばしていきたい分野、領域や、新たに能力開発をしたい分野に目標設定をし、管理職との対話も参考にしながら研究を進めていきます。

今後とも各学校と連携をしながら、児童生徒の資質能力の向上に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今、教育長のほうから3つの視点から学び合いの学習方式の見直しを進めていく旨の答弁がなされました。教育長、どうなんですか。現場のほうの声として、教師の負担の問題はどのようになっていくのか。それから、児童生徒の反応というものはどのような反応が示されているのか。お答えをできれば求めたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 教師の負担については、変化に対してきちんと、徐々に対応していただいているということで、私どもも負担に関しては重々憂慮しているところでありますので、一足飛びにではなくて、徐々に変えていってくださいというようなお話をしております。なので、先生方に負担がかからないような形で各学校でお願いできているものと考えています。

あと、生徒ですが、やはり生徒はきちんとした学習というところで先生方の指示に従ってやれていると思いますし、教育委員訪問でも児童生徒たちが生き生きと学ぶ姿、それから定着に向かって努力している姿が見えましたので、この状況で進めていければいいかなというふうに思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると、教育長、私が指摘をさせていただいた学び合いの学習方式が持っているデメリットの部分というのは、今度の教育長の見直しの方針に基づいた学習方式では解消されるというふうに理解をしてよろしいのかどうか。再度答弁を求めます。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 2点目にございました振り返りとかまとめのところ、やはり学び合いでは弱いところのございました。それで、授業が鐘が鳴ってしまつてぶつと終わってしまうようなものが、私が見た範囲内では昨年度多い授業形態でございました。そこをしっかりと今日の狙いとまとめと、それをしっかりとやることで定着、あるいは復習、宿題、それから次の時間への学習に結びつけられると思っておりますので、学習の定着には有効であると思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 いずれにしても、教師の負担や児童生徒の理解力を深めることに大いに留意をいただけるよう、心から期待を申し上げまして次の質問に移ってまいりたいと存じます。

続きまして教科書の単独採択について質問をいたします。

御承知のように、公立の小中学校で使用する教科書については、都道府県教育委員会が2以上

の市町村教育委員会を合わせた共同採択地区を定め、種目ごとに同一の教科書を採択することとする共同採択制度を採用していることは論をまたないところであります。一方、教科書の共同採択については、特に歴史教科書の採択に関して、次のような懸念が指摘されているものであります。すなわち、さきの大戦において我が国は敗戦国となり、その結果、勝者である連合国が敗者である我が国を一方向的に裁く東京裁判が行われ、その裁判を通じて、戦前の我が国の軍事行動を全て否定する、いわゆる自虐の歴史観が確立されましたが、それを強調する歴史教科書を採択することは、児童生徒に偏った歴史観を植え付けることになるという意味で極めて問題ではないのかなどの懸念であります。

ところで、教科書の共同採択については、2014年に関係法令が改正され、結果として、市町村教育委員会の単独採択も可能となったと認識をいたしておりますが、茨城県内では先行事例として、常陸大宮市教育委員会が茨城県教育委員会に申請を行い、教科書の単独採択が認められたと聞き及んでおります。そこで、本市の教育委員会においても、歴史教科書の採択に関わる先ほどの懸念を十分に考慮に入れ、教科書の単独採択を検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 お答えいたします。

教科書の単独採択につきましては、児童生徒の学習にとって教科書の存在は大変大きく、教科書の採択に当たっては、慎重の上にも慎重に公正になされなくてはならないと考えております。議員御指摘のとおり、常陸大宮市教育委員会が教科書の単独採択を始めるとの話は聞いており、令和7年度に向けて、現在中学校の教科書採択を進めております。

本市は、龍ヶ崎市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町で、茨城県第8採択地区教科書用図書選定協議会で採択をしておりますが、各教科ごとに、11調査部会等で47名、協議会委員で14名、計61名が3か月にわたり調査研究をし、その後も決定まで事務作業がございます。単独採択のメリットとしては、児童生徒の資質能力に合った教科書を採択できることが挙げられますが、採択業務を単独でした場合は、市内の小中学校に調査や協議をお願いすることになりますので、学校や教育委員会の業務負担となります。また、他の地域と違った教科書を使った場合、教職員に負担がかかることも考えられます。単独採択を行った結果の検証は、複数年度がかかると思われませんが、常陸大宮市の動向を注視しながら研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 部長、今の答弁を踏まえたと、牛久市教育委員会としては教科書の単独採択についてはあまり乗り気じゃないというような感じを受けたんですが、どうなんですか。率直に申し上げて、それを前向きに考える意思は全くないのかどうか。どうなんですか。率直にお答えをお願いします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 単独採択のメリットというところは、先ほど申し上げたとおり、児童生

徒の資質や能力に合った、また地域に合った教科書を採択できるというところがございます。また、共同採択制度というものの趣旨というものがあり、行われてきたというところもございますので、今後につきましては、この常陸大宮市の先行事例等もありますので、そういったところの内容を研究しながら検討してまいりたいと考えています。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今、常陸大宮市の先行事例を検討していきたいという答弁がありましたので、それに期待をいたしたいと思いますが、やはりもう一つ申し上げたいことは、留意していただきたいことは、特に歴史教科書の採択については共同採択であれ単独採択であれ、一方に偏った歴史観を植え付けるような教科書の採択ということは、なるべくこれは控えていただきたいということを申し上げておきたいと思いますが、それについてはいかがですか、部長。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 歴史教科書については、私からどういったというコメントはちょっと差し控えたいと考えておりますが、当然のことながら教科書の採択におきましては、慎重の上にも慎重にということで対応してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 正直言って、担当としては答えにくい問題であろうと思いますが、くれぐれも一方に偏ったような歴史観を植え付けるような教科書、これについては公平の観点からも慎重に対応してもらいたいということを強調というか強く申し上げまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、第3点目といたしまして、市有財産の利活用について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本市の有する財産の多くは、公共施設などとして利活用されておりますが、利活用が放置された状態のものや、近い将来利活用の再検討を余儀なくされるものが存在すると認識をいたしております。すなわち、前者は総合運動公園内のドーム開閉式のプールであり、後者は移転新築が予定されていると聞き及んでいる牛久消防署跡地であります。

御承知のように、総合運動公園内のドーム開閉式プールは、2010年から利活用が放置された状態が続いており、多くの市民から一体いつまでこのままの状態を放置するのか、何らかの利活用を考えるべきではないのかなど声が聞かれるのであります。一方、移転新築が予定されている牛久消防署の跡地については、私が以前に牛久消防署の建て替えに関わる一般質問を行った際、併せて移転新築がなされる場合の当該地のその後の利活用をたじたところ、特に計画はないとの回答を頂戴したと記憶をいたしております。

ところで、全国の多くの自治体が税収の伸び悩みに直面しておりますが、神奈川県秦野市は、市役所の敷地の一部をコンビニエンスストアに賃貸したり、一部の建物を郵便局に賃貸するなどにより税外収入を確保しております。そこで、本市もこの事例を大いに参考として、総合運動公園内のドーム開閉式プールや移転新築が予定されている牛久消防所跡地について、民間事業者等への賃貸による税外収入の確保など、市有財産の利活用を検討すべきと考えるのであります。

本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 私のほうから運動公園プールにつきまして答弁させていただきます。

牛久運動公園プールは、2019年に開閉式ドームを取り壊し、その後の新型コロナウイルス感染症の流行により閉鎖期間が長期にわたり、給水ポンプなど安全点検ができていない状況、また、周辺環境の悪化によりやむなく閉鎖をしている状況となっております。市民の皆様からは市にも声のほうをいただいております、大変申し訳なく感じております。しかしながら、現状のまま利活用することは大変難しく、プール施設に限らず、建築後35年を超える体育館の改修計画を含めた運動公園全体の利活用計画の策定が必須であると考えております。

御存じのとおり、市には多くの公共施設があり、その中には、近い将来大規模改修などを控えている施設もあり、優先順位を考える必要があります。また、議員からの御提案である民間業者への賃貸などによる税外収入の確保についてですが、運動公園の約半分ほどが借地であり、プール施設の底地も借地であることから、今すぐ民間業者へ賃貸することは大変な困難な状況にあります。しかしながら、現状のままにしておくことは望ましくないことは承知しておりますので、施設管理に知見を有する事業者等からの御意見や、御提案のあった民間業者への賃貸実施自治体の例について研究を行い、税外収入の確保につながる方策を検討してまいります。

そのほか、税外収入を増やす方策として、令和5年第4回定例会でも答弁いたしましたとおり、運動公園全体の維持管理方法として、パークPFIやPPPなどの活用も視野に入れ、いかに市の歳出を抑えながら公共サービスを維持できるかの方法を検討していきます。歳入が同程度であっても歳出を抑えられる分、他の事業に予算を回すことができることになるものと考えます。また併せて、スポーツ施設のみならず、市内公共施設へのネーミングライツの導入などによる歳入についても、増加させる方策について積極的に検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 牛久消防署跡地の利活用につきまして答弁いたします。

牛久消防署の建て替えにつきましては、令和6年第1回定例会において市民部長が答弁しましたとおり、具体的な建設予定時期及び用地については確定していない状況に変わりありません。議員御質問の牛久消防署移転後の跡地の利活用につきましては、建て替えの方針が決まった場合には地域に有用となり、かつ市財政に有用となる活用方法を検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 総合運動公園内のドーム開閉式プールの件でございますが、答弁によりますと、今後総合運動公園の今後の利活用の在り方について検討していく中での課題としたという旨の答弁であったというふうに理解をいたしました。それについては、これは次長、いつ頃までに検討をするというふうな方針というのは、今示すことができるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 利活用につきましても、当然のことですが、その計画を策定するに当たり予算等の措置も考えなければいけません。現状あの状態になっておりますので、早々、早い時期にそういった予算の計上なども担当課としては考えているところでございます。いつまでにというところにつきましては、市全体の財政状況等もございますので、そこにつきましては、答弁を差し控えさせていただければと思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると、次長、確認なんですけど、ドーム開閉式プールの今後の在り方についても、その利活用を検討する中でしっかりと位置づけていくというふうに理解してよろしいんですか。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 プールの利活用につきましては、その計画の中で本当にプールが必要なのかどうか、また、プールじゃないものになるのか、そういった部分をきちんとあそこの敷地に関して計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今の答弁に大いに期待をいたしまして、次の質問に移ってまいりたいと存じます。

次に、第4点目といたしまして本庁舎の建て替えについて質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本市の本庁舎は1974年に設置されて以来、半世紀が経過したことは論をまたないところであります。しかしながら、現在の本庁舎は市制施行以前の町制の時代に建てられたものであり、市制施行後に耐震補強工事が実施されたものの、全体的には建物内部のスペースが狭隘であり、老朽化が目立っていると言っても過言ではないと存じます。そのため、本庁舎に収容が不可能な部署を分庁舎に収容したり、教育委員会をひたち野リフレビルに配置するなど、庁舎機能の分散を余儀なくされていると認識をいたしております。

ところで、多くの市民から、「市役所の各部署が分散配置されているが、特に教育委員会は、なぜ本庁舎の敷地から離れた場所に配置されているのか、本来であれば、市役所の各部署は同一の建物内か同一の敷地内に設置されているのが望ましいのでは」との素朴な懸念や疑問が寄せられておりますが、本庁舎の建て替えの問題は、令和6年度の予算審議においても同僚議員から質疑が行われた経緯があり、この問題に対する関心の高さがかいま見えるのであります。

そこで、この際、市長部局の分散化を避けるとともに、市長部局と教育委員会とが、同一の建物内か、あるいは同一の敷地内に配置されるよう、設置から半世紀を経過した本庁舎の建て替えを検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 現在の本庁舎は昭和49年に建築され、建築後50年を経過した状況にございます。庁舎の劣化状況の点検調査を行い、庁舎建て替え時期の検討資料とすることを目的

に設計事務所に委託した庁舎劣化度調査につきまして、本年3月末に報告書の提出がありました。結果としては、建築後60年での更新、庁舎建て替えの計画を検討する時期に来ているという内容でありました。

調査で指摘された庁舎の課題として、市民サービス面、ユニバーサルデザイン面など、検討すべき課題は山積しております。議員御指摘のとおり、庁舎の狭隘も課題の一つとして挙げられており、狭隘から生じることとなった執務室の分散は御存じのとおりです。

劣化度調査の検討を含む結果を踏まえ、今後検討を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今、総務部長のほうから明確に庁舎の建て替えを検討してまいりたい旨の答弁がありました。部長、これは検討していくに際して検討委員会を立ち上げるとか、その中で当然財源の問題が出てくると思いますが、それについては財政上積立てをしていくとか、その辺についてはいかがでしょうか。お答えをいただければというふうに思いますが、いかがですか。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 議員おっしゃるとおり、いろいろな問題を検討していかなきゃいけませんし、それを検討していくべき体制というのも重要なお話になってまいります。ただ、こちらで今御披露申し上げるような案というのがまだできておりませんので、現段階においてはそのような方向で進めていくという程度にとどめておきたいと思っております。すみません。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 くどいように申し訳ないんですが、先ほど部長の答弁の中にも、委託した業者から本庁舎の建て替えは10年後ぐらいを考えてもらいたい旨の答申がなされたということでございますけれども、これはどうなんでしょう、10年というのは、かなり今からだ長い時間になるんですけれども、市長、どうなんですか、その前にやると、どのぐらいをめどにということ漠然としたものでもいいんですけれどもありますか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 議員おっしゃるように、この10年というのは長いようでも、計画的にスケジュール感を見ていきますと、財源とかも含めてなんですけれども、非常に私は短い時間であると思っております。計画をするには、もちろん市民の方の意見も踏まえながら計画を立案していかなくてはならないと思っておりますし、特に財源の件につきましては、10年でどれぐらい基金として積み立てられるのかといったことを考えていかななくてはなりませんけれども、予算につきましても、たとえ計画どおりのスケジュール感で積立てが行われたとしても、昨今の物価高騰を鑑みますと、やはり今後上昇していくことを踏まえると、今例えばある程度の概算予算に達成したとしても、その当時それで満足する金額になるのかどうかといったことも考えていかななくてはなりませんので。

そう言いつつも、今年の1月に能登半島地震とかございまして、やっぱり耐震性の面でもすごく不安に感じることもあります。特に防災機能としての拠点という意味合いでは、市役所はかなり重要な拠点でありますことから、いろいろなことを考えて、この話はそろそろ進めていかなくてはならないものというふうに認識しております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 いずれにしても、市庁舎の建て替えの問題は、今後検討していくと、しっかりと明確な市長及び総務部長からの答弁がありましたので、それに大いに期待をいたしまして、最後の質問に移ってまいりたいと存じます。

最後に、第5点目といたしまして、工業団地の区画の拡充について質問をいたします。

御承知のように、本市には桂工業団地と奥原工業団地とが存在をいたしますが、両工業団地の区画は飽和状態であると聞き及んでおります。それゆえ本市に新たに進出を希望する企業にとっては、容易ではない環境を強いられると言っても過言ではないと存じます。一方、本市には以前企業誘致課が設置されていましたが、諸般の事情により一旦は廃止されたものの、今年度になってから企業誘致室として復活をしたわけであり、企業にとっては行政側の窓口が整備されたという意味で、本市への進出のハードルが一段は低くなったと思うのであります。

ところで、本市は、物流輸送に重点を置いて整備された首都圏中央連絡自動車道の沿線自治体であり、交通量の増大を考慮に入れ、現在、当該道路の4車線化工事が急ピッチで進行中の一方で、東部地域では4車線の竜ヶ崎阿見線バイパスの整備も着々と進行中であることから、企業誘致のための環境は十分に整えつつあると判断をいたします。加えて、本市は全体的に土地の地盤が他の自治体に比べて強固であるので、大地震が発生した場合でも建物の倒壊率が低いと思われることも、企業誘致に際してのメリットの一つであると存じます。

そこで、以上を踏まえて、桂工業団地及び奥原工業団地の区画の拡充をぜひとも検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 現在、市内の工業団地には、桂工業団地内に12社、奥原工業団地内に10社、合計22社の企業が立地し、団地内の区画は満床となっておりますが、近年の高まる企業誘致の機運を逃さないためにも、新たな工業団地の整備に向け、昨年度より茨城県との意見交換を行い、情報の共有を行っているところです。

茨城県と連携を行うことで、県の持つノウハウや情報を活用できるのはもちろんのこと、工業団地整備に当たっての市の財政負担の軽減を図ることができるものと考えており、現在は茨城県において、牛久市内の複数の候補につきまして、産業用地としての適地検討を図る開発可能性調査を実施いただいております。

まだ詳細な内容をお話することが難しい状況ではございますが、引き続き茨城県との意見交換を進め、企業の進出可能性の高い区域での企業誘致を検討するとともに、企業誘致に関し、最新の情報、ノウハウを有する一般財団法人日本立地センターへの相談も行いながら、新たな工業団地の整備に向け対応を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると、部長、理解の仕方としては、今茨城県と牛久市は工業団地の拡充に向けて話し合いを進めていると、ちょっと先走った言い方かもしれませんが、そのように理解をしてよろしいんですか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 まだそういったところにまで話が及んでおりませんで、ただ、茨城県の企業立地に対する実績というのはもう皆様御存じのとおりだとは思いますが。そのノウハウをこれまで企業立地に対しての働きかけといいますか、そういったことを牛久市では行っておりませんでしたので、そのノウハウと、あとはアンテナを高くする意味でも密に情報交換をしながら、企業さんのニーズに合ったような、議員おっしゃるような拡充というものも選択肢の一つとして進めていければというふうに思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 凶らずも市長から御答弁をいただきましたが、市長、そうすると、再質したいんですけれども、牛久市としては、市長、工業団地の拡充というものを望んでいるのか、この点はいかがですか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 望んでいるか否かということに関して言えば、もちろん望んでおります。ただ、やはり見切り発車というのはなかなか難しいものもありますし、先ほどからの質問でもあるように、やはり拡充するにしても新たに造るにしても、財源というものがやっぱりついて回りますから、そこら辺は計画的に進めていければというふうに思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 先ほど部長のほうから、県との協議を進めているところだというふうな答弁がありましたが、部長、県との協議というか、検討会というか、そういったものの結論めいたものというか先行きに対する答えみたいなもの、これはいつ頃出てくるんでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 現状の協議の段階では、いつまでにとすることはお答えすることができません。申し訳ありません。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 国で言えば外交と同じように詳細については答えにくいものというふうに認識をいたして、ちょっと嫌みな質問だったかもしれませんが、いずれにしても工業団地の拡充、工業団地の立地、設置というものはまちの発展にとって非常に大きな意義のあるものでありますので、この点についてはそこを、釈迦に説法にはなりませんけれども、しっかりと踏まえていただいて、この問題については前進をさせていただきたいということを強く申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、22番石原幸雄議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

午前10時47分休憩

午前10時55分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番柳井哲也議員。

柳井哲也議員。

〔8番柳井哲也議員登壇〕

○8番 柳井哲也 議員 うしく未来プロジェクトの柳井哲也です。通告書に従い質問してまいります。

牛久市には宝の山がたくさんあります。どのような宝がうずまっているのか、まず調査をし、発掘していくことによって、より豊かな牛久市にしていきたい、そういう思いで質問をしております。

まず、第1に奥野地区活性化策であります。

牛久市は、おくの義務教育学校を整備しているところであり、生徒たちの元気な活動が地域全体により影響を与え、地域住民に心から喜んでもらえるようになってほしいと期待しております。私は、さらにこの地域の特性を生かした活性化策を進めることによって、市全体がバランスよく発展していくのではないかと考え、幾つか質問をしております。

まず1番目、里山という言葉があります。里とは人が住んでいる集落であり、里山はそこに住む人がタケノコを収穫する、あるいは下草を刈り取って肥料にするなど、常に利活用している竹林や山林を含む農村地域を指すものと考えます。ただ、現在は耕作放棄地が増加しつつあるように、竹林も山林も整備されていない状況になっています。そこで、里山をさらに魅力ある地域にするための市の所見を伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 本市はもともとの平たんな地形に加え、牛久沼や河川が入り組み、その周辺には里山があり、ベッドタウンとして住宅地開発が進められてきた中でも、豊かな緑が多く残され、市街地との調和が図られてきたものと捉えております。特に、御質問にございます奥野地区につきましては、複数の河川とその周辺に広がる水田、斜面林などが多く、市内でも水と緑が豊富に残された地域となっており、さらにその中には集落が点在し、長い年月にわたり生活の場として維持されてきた豊かな環境が残されている地域であります。また、一方では本市の活力を支える工業団地があるとともに、圏央道インターチェンジに隣接する交通アクセスの優位性を持つなど、生産、流通、雇用を創出する近代的要素と共存する地域ともなっております。

このような豊かな地域資源を持つ地域ではありますが、自然や歴史、文化資源が生かし切れて

いないという意見が挙げられており、また、日常生活におきましては、市街地から離れていることもあり、交通アクセスの向上なども課題の一つとされております。これまでどおり既存の資源を守っていくことは当然のことながら、これらの課題に対し一つ一つ対応していくことで、さらなる地域の活性化、魅力の創出につながるものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

それでは、次の質問、2番目に移ります。

去る5月30日付の新聞によると、JR常磐線上野土浦間で、この6月からサイクルトレインを運行しています。具体的には、毎週土曜日と日曜日、それから祝日に、朝の下り2本、夕方の上り2本に自転車を持ち込んで乗車できるようになり、通常の乗車運賃以外の追加料金はかからないというものです。自転車による観光客対策に力を入れている自治体が多くなっており、JR常磐線が協力したものと思われませんが、牛久市としても大歓迎であり、今後自転車による観光客が急増するものと期待しています。

牛久市内を周遊できる自転車コースを早急に用意し、効果的に発信をしていくべきものと考えます。名所旧跡や観光資源をピックアップし、地域の物語や伝説を訪れた方々に説明できる体制づくりを提案します。奥野地区での観光などで、市が考えているような取組があれば教えてほしいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

奥野地区周辺には、久野町地内の牛久大仏に近接して、市外ではありますが、あみプレミアムアウトレット、こもれび森のイバライドといった集客力の高い観光施設が集まっております。週末には、これらの観光施設の周辺道路や圏央道で度々自動車の渋滞や混雑が発生するなど、大変多くの方々が訪れる地域となりました。これらの施設を訪れる方々をいかにして牛久市内の他の観光施設に訪れていただくのかということが、牛久市の活性化を図る上で喫緊の課題であると認識しております。

一方、柳井議員がおっしゃられたように、奥野地区は、紫陽花寺の別名を持ち、県指定文化財を有する観音寺や、鎌倉権五郎景正の墓といった歴史的な資源も豊富です。市内への集客のツールの一つとして、歴史的及び文化的資源等を観光資源として有効に活用したいと考えておりますが、集客に最も重要なのは、観光者のニーズを的確に捉えることであると認識しております。そのためには、牛久市にある観光、歴史、文化等の資源について、旅行事業者等の専門的、客観的な視点や意見が必要であるとの考えから、まさに先月から、県の観光誘客課に相談を開始したところであります。

まずは茨城県の大洗港や常陸那珂港に就航しているクルーズ船の旅行客やツアーを企画する旅行事業者をターゲットとして、牛久大仏や、牛久シャトー、その他の観光施設を組み入れた、観光ツアーの造成の可能性について相談を行っております。今後も、県や旅行事業者等との意見交換を継続することにより、牛久市にある様々なコンテンツの洗い出しと磨き上げに取り組んでま

います。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 市長からの答弁で現在取組中ということでありました。いい形が出来上がっていくよう期待しております。

3番目の質問に入ります。

奥野地区は、外国人や都会の人が農業体験などをしながら、地元の人と触れ合い、地域の歴史や文化を学ぶ場として最適と考えます。奥野地区にはグランピング構想があることを仄聞していますが、民泊導入の可能性があるかどうかについてお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 グランピングとは、グラマラスとキャンピングを組み合わせた言葉で、ベッドなどの寝具を備えたテントの設営や、バーベキューなどの食事準備を含めたサービスを行い、気軽にキャンピングを楽しめる体験のことを言います。一方、民泊は旅行者などが一般の民家に宿泊することで、その宿泊者が対価を支払う場合に用いられ、住宅宿泊事業法により営業できる日数は年間180日までとなっております。また、農家民泊は、実際に農業体験を行い、地元の風習や料理、暮らしを味わうといった内容のものもございます。

これらを導入する際、都市計画法の規制や許可基準についてですが、議員がおっしゃられている奥野地区は、市街化調整区域で建築行為が抑制されており、許可を受ける必要がございます。寝具などの提供を受けずに自ら設営するなどのキャンプ場は、附属するトイレ施設などの建築物があっても、一定基準を満たし、許可を受け、営業することができますが、旅館業法が適用されるグランピング施設は原則建設することができません。

一方、民泊や農家民泊は市街化調整区域であっても、一定の基準を満たすことにより、住宅宿泊事業法のほか都市計画法の許可を受け、営業することができます。なお、許可を受けるには様々な基準がございますので、個々に御相談をいただければというふうに思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 許可が必要ということで農家民泊とキャンプ場が挙げられました。うまくいけば、農家民泊、キャンプ場は可能だということでもあります。ありがとうございます。

4番目の質問に入ります。

報道等を見ると、インバウンドの旅行客が増加しており、特に成田ではホテルが足りないというほど観光客がやってくるということです。牛久市にとっても、牛久大仏は外国人観光客に大好評であります。私も現状調査のため、先月、5月の連休でしたが、牛久大仏に行ったところ、駐車場はマイカーの車で満杯となっており、そこに外国人客を乗せた観光バスが到着するという状況でありました。入り口のお土産屋さんからお客様でにぎわっていて、入場したい人が長い列をつくっていました。東南アジアからの外国人が多く見られ、その中には、カーキ色の法衣を肩からまとったお坊さんもおられました。

つまり、世界からの純然たる観光客のほかに、仏教を信ずる方々が総本山にやってくるような

様相が見られるのであります。牛久大仏への観光客の増加傾向は、今後も力強く進んでいくものと思われま。牛久市は現状をしっかりと調査するとともに、このチャンスを見逃すことなく、早急に対応策を講ずるべきと考えます。牛久特産物販売所の設置や、インバウンド対策について、市の所見を伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○二野屏公司 環境経済部長 インバウンド対策につきましては、先ほどの市長からの答弁でも申し上げましたとおり、市内の多種多様なコンテンツについて、旅行者のニーズは何なのかとの観点から現在茨城県に相談を行っているところです。

近年、県では、ディステーションキャンペーンや、クルーズ船の就航等の観光事業や、県の魅力発信等に大変力を入れております。また、これら県が行ういわゆる営業活動は、国内のみならず海外からの誘客等も目的としたものであることから、県では、国内外の多くの旅行事業者との連携を強化し、多くのノウハウを蓄積しております。市といたしましては、観光業推進に注力する県との連携をより密にしながら、そのネットワークやノウハウを活用させていただき、さらに、観光事業者の方々からの専門的な意見も伺いながら、改めて牛久市の魅力を洗い出し、磨き上げることにより、より多くのツアーに牛久が組み入れられるよう、市の観光振興を図ってまいります。

また、特産物販売所につきましては、現在、おくの義務教育学校北校舎の利活用の一つの案として御意見をいただいているところであり、広域での集客の可能性を持ち、さらには地域における生活の利便性の向上にもつながるものと考えておりますので、引き続き検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。本当に、奥野地区は典型的な農村地帯になっておりますけれども、私は宝の山だと思っております。磨き上げによって本当にその宝物、いろいろな宝物を発掘していったらと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、大きく2番目の質問に入ります。

牛久沼のニュータウン構想ということであります。

まず、1番目であります。

日本の人口減少が、続いています。昨年生まれた赤ちゃん、72万7,277人、国が想定していた人数より1万人少なくなったということで、加速度をつけて減少しています。人口増加の地域は税収も増え、当市が活発化します。施設も充実し、さらに人が増えていきます。逆に、負の循環に飲み込まれた地域はより廃れ、格差が広がっていきます。

ここで2つの考え方があります。1つは、人口減少は仕方がない。その中で、どのようにやっていくかを考えていく、もう一つは、牛久市なら人口減少を食い止めることができるという考えです。私は、もちろん、後者の考えです。牛久市の人口減少は続いています。牛久市は、常磐線沿線自治体の中で、唯一、人口減少を食い止めることのできるまちと私は考えています。多くの市民も、牛久市が首都圏に近く、交通網が整備されており、自然災害も圧倒的に少ないこと、

加えて、牛久駅と龍ヶ崎市駅の間には、西側は牛久沼で、ほとんど開発できるような土地はありませんけれども、東側には広大な山林が広がっているなど、可能性いっぱいのもちであると考えています。常磐線沿線で、このように、何にでも利活用できる土地を豊富に持っている自治体はほかにあるだろうか。牛久市は、まさに、無限の可能性を持っている唯一のもちです。

ひたち野地区に隣接の自治体は、常磐線近くに位置していることもあって、現在、急速に人口増加が進んでいます。工場誘致と、大型店舗の出店などが重なり、また、民間事業者による住宅開発が功を奏し、市政施行を控えているという実態があります。牛久市においても、東獺穴地区に300戸ほどの住宅開発に取り組んでいるところですが、出来上がったら2年ぐらいで、完売してしまうだろうと私は考えています。その後、何も対策を考えていないとしたら非常に残念です。ひたち野ニュータウンが計画された理由、これをもう一度思い起こし、取り組んでいくべきと考えます。

そこで質問です。牛久市に良質な宅地があれば、人口増加の可能性があるのではないでしょうか。市の所見を伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 牛久市は、昭和41年に首都高近郊整備地帯に指定され、JR常磐線、国道6号、408号などによる広域交通利便性の高さも相まって、東京圏のベッドタウンとして住宅建設が進みました。その後、平成10年にJR常磐線ひたち野うしく駅が開業し、区画整理事業等の宅地開発が実施されるなど、牛久市の人口増加を支えてまいりました。しかしながら、今日では宅地の需要はあるものの、供給できる宅地がほとんどなく、牛久市全体としても人口が微減に転じております。

そのため、人口増加策として、現在、議員からも御紹介がありましたが、ひたち野地区に隣接した東獺穴地区において、組合施行の業務代行方式による、土地区画整理事業を実施する計画を進めております。この東獺穴地区は、令和6年2月、市街化区域に編入され、今年度には土地区画整理組合の設立及び事業認可を取得し、令和10年の換地処分を目指しております。

牛久市といたしましても、良質な宅地の供給による人口増加の可能性は十分あると考えておりますので、今後も需要調査を継続するとともに、全国的に到来する人口減少や超高齢社会の進行など、長期的な視点を視点も加味しながら、都市計画マスタープランに基づき、新たな宅地供給の可能性について検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 前向きな答弁ありがとうございます。

先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、牛久市は10年後をめどに、市庁舎の建設も課題となっているという話がありました。新たな財源をつくっていくには、やはり、子育て世代の若い夫婦が牛久市に住まいを求めてやってきてくれますと、半永久的に固定資産税などを納めてもらえるわけであります。新たな財源確保の対策は、牛久市だからこそ可能になるものと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目の質問に移ります。

都市計画マスタープランなど、これまで考えていなかったことの質問であります。これからも、考えないことにするのか、可能性があれば挑戦していくのか、そういう質問になるかと思えます。よろしくをお願いします。

現在茨城県内で発展著しい自治体は、守谷市、つくば市、つくばみらい市など、つくばエクスプレスの駅を擁するところです。他方、牛久市は、人口減少中であるにもかかわらず、市街地の土地評価額が上昇しており、発展可能性のあるまちとされている状況があります。牛久市が龍ヶ崎市駅と牛久駅間に新駅を設置できたら、ひたち野うしく駅を中心に発展してきたひたち野のニュータウンと同じように、あるいはそれ以上に、若い夫婦の転入によって大きく発展するものと考えます。

ひたち野うしく駅よりも、首都圏に近くなるということもあり、より便利な立地であること、龍ヶ崎市を中心に、関係自治体が、牛久沼観光開発を視野に、沼の水際線計画を進めていますが、この関係自治体が進めている牛久沼観光開発の玄関口となるよう、牛久沼駅の新設を提案したいと思えます。牛久市は、今こそ真剣に考え、調査をするなど行動を起こすべきときと考えます。

そこで質問です。牛久沼ニュータウンの中心部に牛久沼駅をとの提案について、市の御所見を伺いたいと思えます。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 牛久沼駅お答えいたします。

牛久駅と、龍ヶ崎市駅の間への新駅設置につきましては、新駅の設置場所を仮に牛久市の南端と想定した場合、その区域のほとんどが都市計画マスタープランでは自然環境保全ゾーンに位置しております。この自然環境保全ゾーンとは、牛久沼等の水辺空間や大地部の周辺に広がる樹林地等の貴重な自然環境保全をしつつ、自然環境と城跡、古墳群などの歴史的景観を結びつけ、活用を図ることができるまとまりのある良好な樹林地等の区域であり、居住を誘導する区域とは性格を異にするものでございます。

また、令和6年4月30日付で、茨城県により、利根川水系谷田川の洪水浸水想定区域図が公表され、牛久沼周辺では3.0メートル未満の水深が想定される浸水想定区域があります。仮定した新駅設置エリアは、この浸水想定区域内に位置し、台地上にあり浸水が想定されないひたち野うしく駅とは立地条件が異なっております。このように都市計画マスタープランでの土地利用方針や立地条件等を勘案しましても、新駅の設置は現実的に難しいと認識しております。

なお、仮に新駅を設置する場合は、地方自治体、地元住民、新駅周辺企業などの要望により開設される請願駅は、一般的に建設費の全て、または大半を新駅を要望する地元の自治体や企業が負担するケースがほとんどでありますので、現状の財政等を考慮すれば新駅を設置する考えはございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 答弁では、自然環境保全地域になるので開発はできないということがあります。

次の質問になりますが、そういう地域だと難しいのかもしれませんが、小学校から高校までのインターナショナルスクール、研究所や事務所等を誘致し、有能な人材育成と活力あるまちを目指すという、そういう構想を提案したいと思うんですが。といいますのは、先日のテレビ報道にあったんですが、千葉県の印西市には、IT企業やデータセンターなどが集まってきており、目覚ましい発展をしております。テレビ局によりますと、なぜなのか調査したところ、首都圏から程近いことと、災害に強いまちであることだと言われます。

印西市のようなニュータウンが、牛久市でも十分可能であると私は考えております。インターナショナルスクール、研究所、IT企業、データセンター等の誘致による活力あるまちづくりについて、市当局の所見をお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 企業誘致は、市内産業構造の多角化や魅力的な雇用を創出できる点などから、まちの魅力の向上、さらには牛久市への定住促進につながるものと考えており、本市といたしましても、地域の発展に寄与するものであれば、業種や業態に制限を設けず、幅広く誘致活動を進めてまいりたいと考えております。その一つとして、議員より御提案のありましたインターナショナルスクールにつきましても、高度な英語力や国際的な教養を学べるなど新たな教育の選択肢の提供につながることから、魅力的な誘致対象になるものと考えております。

一方で、これまでの本市における企業進出に係る支援制度といたしましては、市内産業の活性化並びに雇用機会の拡大を目的に、製造業及び運輸情報通信業を対象とした奨励金の交付制度を実施してまいりました。さらに、本年4月より、新たに中心市街地への産業の集積と同地域の活性化を図るため、事務系の事業所を対象に県内でも最高水準となる5年間で最大5,000万円の補助金を交付する支援制度を創設し、牛久市として企業誘致支援策の強化を図ったところです。

また、企業誘致を進めるためには、牛久市の魅力の発信と企業のニーズや動向の把握という情報発信と情報収集を両輪で進めることが重要であると考え、先月、企業の進出動向や企業立地に関する最新の情報等を有する、一般財団法人日本立地センターへの加入を行いました。これにより、企業誘致や産業用地開発に関し、最新の情報の提供が受けられるほか、日本立地センターに対し、企業から産業用地等に関する問合せがあった際には、牛久市の情報を提供いただけるなど、企業とのマッチングの機会が広がるものと考えております。

企業誘致は一朝一夕に進むものではございませんが、最新の情報を有する日本立地センターや、全国でもトップクラスの誘致実績を誇る茨城県、そして誘致を専門とする民間のリーシング事業者との協議を重ねながら、御提案のあったインターナショナルスクールや研究所も含めまして、企業側の動向や反応に注視し、必要な支援措置を講じていくことで、よりよい誘致の方策を模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。牛久市は、本当に何をやるにも可能性のあるところだと思っております。一所懸命頑張って議会と執行部でよいまちづくりにしていけたら

と思っております。

最後の質問に移ります。

昨年の豪雨災害によって、牛久市にも茨城県より洪水浸水想定区域が指定されました。牛久沼周辺、稲荷川、それから小野川、乙戸川、桂川など4つの河川沿いの一定区域であります。これが、線状降水帯などによる豪雨の襲来があった場合でも被害を最小に抑え込めるようなしっかりした対策を取ることができれば、日本一災害に強いまちは揺るぎないものとなるはずです。

先ほどの一般質問でもありました。牛久市は、地震があったとき周辺自治体が震度3であっても、牛久市だけは常に震度2、常に低く発表があります。牛久市の地盤がいかに強固なものであるか、これらをしっかりと全国に宣伝するといいますか発信して、いかに牛久が災害に強いまちであるかを発信をし、世界一生き生きとした自治体を目指していくべきと考えます。これについて市の考えをお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 お答えいたします。

災害に強いまちをつくるには、市民一人一人が自分たちのまちは自分たちで守るという高い防災意識を持つことが重要です。そのために、市においては、市民の防災意識の向上につながる適切な情報提供が必要と考えます。

そこで、市では、令和6年4月までに、茨城県より、小野川、乙戸川、稲荷川、桂川、谷田川において、浸水災害の想定区域の指定を受けましたので、水害ハザードマップを兼ねた市全体の防災マップを今年度中に作成し、市内全戸に配付する計画でございます。また、今月6月16日には、谷田川及び小野川流域で氾濫の危険性が高まった想定での浸水避難訓練を計画しております。訓練を通して市民の防災意識の向上を図っていきたくと考えております。

そのほかにも、昨年8月にリリースした防災アプリ、防災うしくや広報うしくなどにて、防災に関する情報発信をより一層積極的に実施していく考えでございます。

また一方で、自分たちのまちは自分たちで守る、災害に強いまちをつくるために欠かせないのは、自主防災組織の充実でございます。市では、自主防災組織の結成に補助金を設けており、防災カルテ、防災マップ等の組織整備費用として10万円、倉庫や発電機等資機材の整備費用として100万円、結成後3年間の活動補助として年5万円を補助しております。現在、市内の自主防災組織の結成率は90.4%となっておりますが、より一層の結成率向上に向け、積極的な結成促進を行い、災害に強いまちづくりを目指していきたくと思っております。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。牛久市が、こういう指定があったということで、今の答弁にもありましたように、今月の16日に早速それに備えた防災訓練を洪水浸水想定に対する訓練を行っていくという、的を射た訓練になるかと思っております。日本一災害に強いまち、しっかりとつくって続けてやっていけたらと思っております。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、8番柳井哲也議員の一般質問は終わりました。

次に、7番塚原正彦議員。

塚原正彦議員。

〔7番塚原正彦議員登壇〕

○7番 塚原正彦 議員 うしく未来プロジェクト、塚原が通告しました内容につきまして質問させていただきます。

本日は主に、これからの町の教育政策、人づくり政策はどうあるべきかというお話を進めたいと思います。

それでは参考資料を見ながら聞いていただければと思います。

まず、1枚目の生きる力を高める教育とはというところからお話をしていきたいと思います。

牛久市は、これまで学び合いということを提唱してきて、教育政策にもそれを学び合い、学びの共同体という文言がたくさん登場してきました。この学び合い、学びの共同体というテーマは、佐藤 学氏が提唱する学校教育における教育方法の一つです。これはあくまでも教育方法の一つであって、地域社会の教育ビジョン、教育政策、そういう要件を残念ながら満たすものではなかったと思います。

我が国の教育政策はどうなっているかということを検討していきますと、我が国が産業社会から情報社会への転換が進んでおり、1987年に設置された臨時教育審議会が生涯学習体系への移行を問題提起しました。それ以来、我が国の教育政策は、学校教育で完結するとされていたそれまでの教育から脱却して、あらゆる世代がいつでもどこでも自由なスタイルで学ぶことができ、誰もが限らない成長を実現できる総合的な教育に転換しています。臨教審の予測どおり情報社会がさらなる進化を遂げ、今や地球規模で学びの革命が進んでいます。そこにおける教育の定義も大きく変わってきています。本日は、このような学びの在り方の劇的な変化を視野に入れながら、これから先、牛久市が構築すべき教育体系と、その具体的な展開について提案していきたいと思います。

続いて、2枚目に行きたいと思います。

昭和の時代までの教育は学校教師、教科書、本、こういったものが学びのための必要条件でした。令和になった今、私たちはスマホやタブレットを使うことで、画像と音声と言葉を結んで、簡単に人とつながることができます。いつでもどこでも知ること、学ぶことができます。私たちの学びは劇的に変わり、学校や図書館、書店に行かなくても情報に触れ、知を磨き上げ、学ぶことができるようになりました。食べる、歩く、遊ぶ、あらゆる生活シーンが学びの対象で、知の成長を促すことができる社会になりました。このような中で、学校だけで学びを完結するという政策は、もはやかつてのものになります。

具体的に、生活の中の学びとはどういうことかといいますと、例えば医食同源という言葉がそうです。季節がつくった最高の食材を選んで栄養に配慮しながら、規則正しい生活を知識として理解してもらいます。その後、体をつくる新しいスタイルを学びに深めることができれば、未病を防ぐことができ、元気に生きることができるようになるはずです。つまり、これから先はお医者さんになるのではなく、一人一人が医学的知識を持って自分の健康をつくっていく、そういう

社会をつくっていきこうということが生涯学習社会の大きな目標なのであります。このような学びを続ける人が増大すれば、地域社会の医療や福祉コストは引き下げることができるはずですが、地域社会に求められているのは、このような学びが、増殖して循環して地域を豊かにしていく、教育によって地域を豊かにしていく社会をどうやってつくっていくか。まさにそれを私は知の福祉と呼んでおります。

3枚目にいきます。

2017年に日本政府は、人生100年時代の構想会議という会議を設置しました。そこでは、ライフシフトという視点からマルチステージに立った仕事と学びを提起しています。ライフシフトというのは、リンダ・グラットンとアンドリュー・スコットというイギリス人が書いたビジネス書です。これがこの構想会議の大きなテキストになっているんですが、そこで述べられているのは、様々なステージでスキルアップをして学び続ける、そういうライフスタイルを持った人間像というのを紹介しています。つまりマルチステージというのはどういうことかといいますと、学校教育から一旦離れて社会に出た後、必要なときに必要なタイミングで学び、学んだことで新しい仕事をつくっていく、仕事と学びが循環していく、これがマルチステージの考え方です。

労働市場の流動性が高い欧米諸国では、転職時に自分の価値を高めるために、学び直しをしてキャリアアップをつなげると、そういうことが習慣化しています。ですから、欧米及びアジアの近年の大学などがまさにそうなんです、学び直しの教育コンテンツを開発し、それを担う人材養成に取り組み、地域社会に貢献できるという仕組みが出来上がっています。すなわち諸外国の大学はほとんど18歳の学生を相手にするのではなく、学び直しをした社会人、成人、あらゆる世代の人が大学に来ると、そういう大学になっております。

4番目に行きたいと思います。

学びと仕事が循環する富をつくるに行きます。では、具体的にそのマルチステージと社会の富がどう循環するかというお話をしたいと思います。

例えば、イギリスの農村観光に私はよく行きますが、そういうのに参加すると、食や農に触れることができる多彩なワークショップが体験できます。そこでの体験をきっかけにアートや自然科学の学び、そういうことをいざなう、学芸員が働きかけをしたり、ホテルの従業員になってサービスをしたり、そういう質の高いパフォーマンスに触れることができます。なぜそれができるのか。それは大学で農村観光をプロデュースする講座が開講されていて、地域の文化資源を生かした深みのあるプログラムを展開できる人材養成が行われているからです。そして、それぞれの自治体では、このような地域の大学が展開するプログラムに参加する農家を支援する仕組みを用意しています。地域社会で学びとビジネスが循環して富になっていく仕組みがきちんと整備されている。それが観光の活性化につながっているということなんです。

イギリスの農村観光が成功しているのは、社会の変化に対応するために必要な学びを用意する大学があって、そこで地域の生活者が学び直しを行い、それで仕事をつくれる、それがきちんと循環しているから成功しているのであります。つまり、このような事例から、農村の再生では学びと仕事を循環させる教育モデルがあってはじめて具体的な動きになる。

では、日本はどうでしょうか。こういうように先進国では学びと仕事が循環する流れがきちんと出来上がっています。それは最近日本よりもはるかにGDPの成長率が高まっている韓国や台湾もそういう準備が既にできています。ところが、日本では、この学び直しの機運がほとんどありません。5枚目の資料にグラフを貼ってありますが、世界において学び直しをする、つまり社会人が大学にいるのは平均どれぐらいか。OECDは16.6、大体、100人いれば16人は社会人が大学生になっているんですが、日本では2人ぐらいです。2%にも満たません。これはもう世界でも最下位ランクになっております。

つまり、日本では、教育は社会的なステータスを得るための道具という考えが支配的であって、教育、仕事、引退という、そういう人生モデルが社会的通念になってしまっていて、なかなかマルチステージになっていないと、ここが日本の生産性が低い最大の課題と言われていています。その結果、学校を卒業して学ばない、自分磨きをしない、そういうことでICTの発達が遅れた、この結果が日本の生産性を低くしている大きな要因であると、先ほどの人生100年会議の報告書にもこの文言が出てきます。

そういうわけで、今、日本政府は、とにかく社会人に学んでほしい、そういうことを推奨するようになり、政府は人への投資に5年間で1兆円を投入しています。それがリカレント教育やリスキリングというものになってくるわけです。

今政府は、リカレントやリスキリングを進める個人や企業に助成を展開しています。厚生労働省の人材開発支援助成金、経済産業省によるリスキリングを通じたキャリアアップ支援事業などに手厚い支援を展開しています。ところが、残念ながらこれほど手厚い支援をしているにもかかわらず、なかなか学び直しの機運は進んでいません。失われた30年の中で余力がなくなってしまった業界には、未来のための教育に投資するエネルギーはないし、学び直しを、実は、するための教育コンテンツをつくる、あるいはそれを指導する人材も不足しているというのが今の日本の実情です。学びと仕事の循環というのは不可能になっているのが、残念ながら今日本社会全体の展開になっているわけです。

6枚目に行きます。

人生100年の構想会議が参考にしたライフシフトでは、ではマルチステージってどんなものなのかと書いてあります。マルチステージの代表的な人間像としてこの著書で取り上げられているのが、変身を続ける3つの生き方です。つまり人間は、これから先、変わり続けましょと、昨日と違う自分、新しいあしたをつくる、そういう人生を切り開いていくことが、マルチステージになる条件だと言っています。この著書が提起しているマルチステージの人間像というのには3つ提起されています。

1つ目は、1か所に腰を落ちつけることなく、身軽に探検と旅を続け、幅広い進路を検討するエクスペローラーです。この本が2つ目に提起しているのが組織に属さず、自由と柔軟性を重視して小さなビジネスを起こすインディペンデントプロデューサー。3つ目は異なる種類の仕事や活動に同時に並行で携わるポートフォリオワーカーです。政府は、ビジネスに直結し、既にある企業に就職するために必要なスキルを習得し、学び直しをする助成を今検討していますが、残念

ながらこのエクスプローラー、インディペンデントプロデューサー、ポートフォリオワーカーは、今進めている助成制度には該当しません。他国で行われている一人一人がマルチステージで学び直しをする社会を実現するためには、恐らく一人一人が学ぶ喜びを発見し、学ぶことによって自分を変える、先ほど申し上げましたが、そういう意欲を持つ、そういう教育モデルをつくらない限りは、恐らくこれが増えていかないし、日本の成長はなかなか達成することはできないと思います。

そのためには、この本も指摘しているんですが、発想を変えて金銭価値では評価ができない無形の資産の価値を理解し、多様な視点から未来への意欲を育むための社会装置が必要なんだ。恐らく教育政策はそちらの教育装置をどうやってつくっていくのかという視点で取り組んでいく必要があるんであります。

次、7枚目に行くんですが、ではエクスプローラー、インディペンデントプロデューサー、それからポートフォリオワーカー、こういう自分を変えて社会を豊かにしていくんだと、そういう思いを持った人材、それを養成する学びの舞台はどこにつくればいいのか。私は、今、政府が進めているビジネスの現場ではなく、その場は恐らく地域社会になってくると思います。欧米各国ではやはり地域社会がどちらかというと、リカレント教育の対象になってるはずですよ。

つまり、これから、そういう変わり続ける新しい人間像が、未来にチャレンジする場は地域社会です。なぜならば、地域社会にはあらゆる生活産業があってたくさんの課題を抱えているからです。膨れ上がる医療福祉費や広がる格差、高齢化に直面している農業や耕作放棄地、ゼロエミッション、地域資源を生かした経済の活性化、家庭の再生、こういった課題の解決は、新しい暮らしの形を創造するプロジェクトで、まさに新しい事業を生み出すビジネステーマなんです。地域社会でこそ、新しいビジネスにチャレンジできる可能性があるんです。

ですから、例えばこの牛久をその学びの場にするというのも考えることができる大きなテーマになります。海外から日本のランドマークとして評価されている牛久大仏があります。牛久シャトーがあります。牛久は文化観光都市です。植生の北限と南限の交わる場所で、多様な生態系があります。しかも、そこには人口8万人強で、近郊生活都市である背景もあり、自然との共生、景観、観光、新しい社会サービスの創造など、まさに新しいコミュニティービジネス、コミュニティー企業を起こすための課題の材料が我が町にはそろっている。まさに我が町こそ、このような人材養成の場にする事ができるテーマがあるんです。

牛久市はそういうわけで未来の幸せをつくるための人づくり都市として、そういうふうなことを訴える可能性を秘めています。この牛久市にある豊かな地域資源を教材にして、未来のための生きる力を学び、学ぶ力を伸ばす、そういう教育モデルをぜひこの牛久で展開するようなことができれば、世界中の人が牛久に住んでみよう、牛久で新しいビジネスに挑戦してみようと、そういう、未来に開かれた未来に夢を持った人が集まるまちにする可能性が秘めていると思われま。

それでは結論に持っていきたいんですが、具体的に、そういう学びをどうやってつくっていくか、これからの教育政策の柱になる部分について、最後に幾つか御提案していきたいと思ひます。

まず、学びへのいざないと学びの評価、8枚目の学びの見える化ということで書いてあります

が、ここが重要です。

これからの情報社会においては、学びの在り方が変わってきていますから、生活の中の学びを評価してあげなければいけません。本を借りたり読んだり、講座を受講したり、あるいは食べたり装ったり、暮らしをもっとよくしようとしたり、そういう学び、地域社会みんなの元気にするためにボランティア活動に参加すると、こういったことは学びなんです。しかしこの学びは、今までの教育のシステムの考え方であると、学校外で行われるため評価はされませんでした。記録もされませんでした。卒業証書単位にもならないんです。

世界中で起きている動きは、このような見えない学び、先ほど私が事例で挙げた医食同源もそうです、一所懸命学んだ成果で自分は健康になった、でもそれは評価、記録されない。でもそれを見える化するという動きが起きてきます。例えば、さっき今申し上げましたように、講座に参加した、本を借りた、ボランティアをした、そういうものを見える化して、学びのポイントラリーにしようというのを取り組んでいる自治体、大学、NPO、企業などがあって、例えば文京区や奈良市、岡山などでは学びのポイントラリーということをやって、みんなで学んだ成果、学校外で学んだ成果をどんどんポイント化して見える化する動きをしています。近年は、厚生労働省がボランティアポイント制度を導入するようなことを進めております。つまりボランティアに参加したり、医療や健康の講座を受けてポイントがついていく、そういう活動も推進しています。

この配付した資料では、イチバマルシェとふなばし健康ポイントというのを紹介していますが、市原市や船橋市ではですね、このように、電子マネーにポイントカードをリンクさせたり、これを人材バンクに利用して社会のいろいろなサービスで活用したり、それで経済ともリンクするような動きを展開しています。つまり、このように学びの評価を見える化することで、学びというのは学校だけで完結しないんだよと、生活の中にたくさんあって、それを学んだ成果でみんなが豊かになれば、社会も豊かになるんだと。そういう活動をきっかけにしながら、学びと仕事を循環させて社会を元気にしていく。こういう取組が一つあるのではないかと。つまり今までの学校という枠を超えて学びというのはまず総合的に見直す、そういう取組が一つ考えられるというのが一つであります。

次に、9枚目に行きたいと思います。

次に、学びと仕事を循環させる仕組みについて御提案したいと思います。

これはもう海外の例になるんですが、韓国の首都ソウルでは冠岳区という区があります。人口50万人ぐらいの結構大きな区なんですが、この区では、本をテーマに知と学びを降り注ぐプロジェクトというのをこの10年やってきました。目標は、誰もが歩いて行ける場所に小さい図書館を設置して、本からスタートする学びをまち中に広げようと。商店街の空き店舗、病院、公園、駅、バス停、もう空いてる公共施設全て図書館にしてしまうみたいな、そういう取組で50以上の図書館を設置しました。写真で幾つか紹介しています。市庁舎の1階、小さいんですがそこも図書館にしてみました。こういう取組をした結果、本の貸出し件数は1年で5倍になりました。生活のあらゆるところに本があれば、みんな手に取って借りてくれる。

問題なのは、こういう50か所の図書館をつくることによって何が起きたかということ、一番重

要なのは担い手です。この担い手は地域の女性と若者が担当しています。彼らは50時間以上の研修を受けた後、司書、学芸員に任命され、活動していきます。その講座では、図書館サービスに加え、子供たちへの興味関心を育むワークショップを開発して実践するなど、非常に実務的な講座講習が無料で行われています。これを50時間受けた人は司書になって学芸員になって雇用されるという仕組みになっていますから、つまり、新しい図書館活動は学習のデザインの開発研究に取り組む、それを専門家の研修をきちんと受けて、きちんとした司書として、学芸員として小さい、本当に小さい施設ですが、そういう人たちが、専門職がまちにあふれ出した結果、このプロジェクトも専科していると。

つまり、人材育成のプログラムがスキルアップにつながって、小さい図書館は運営されているのであります。小さい図書館が先にあるのではなくて、人づくりと同時に展開しなければいけないという事例だと思います。

それでは最後になりますが、では一体、新しい自分を変える、未来をつくる喜びを持つ人材をどうやってつくっていけばいいのかということで、日本の成功例として少年議会というものを紹介していきたいと思います。

私たちの会派、うしく未来プロジェクトは、今年の2月に山形県遊佐町の少年会議というのをヒアリングしてきました。遊佐町は山形県と秋田県の県境にあり、人口およそ1万3,000人の小さな町です。遊佐町の少年議会公選制度というのが正式な名称なんですが、平成15年よりスタートして、今年で20年を超えてずっと継続されているプロジェクトです。このプロジェクトでは、選挙で選出された10名の中高生が町長、議員になって、年間45万円の予算が与えられます。そして、彼らが町のために政策立案に挑戦すると、そういうプロジェクトです。

このプロジェクトには3つの目標が定められていて、民主主義とは何かを社会で実感しましょう、2番目、中高生が行政のまちづくりに関わることで、まちへの関心を高めましょう、3番目は、若者の意見を正面から受け止め、お互い認め合ひましょうと、そういう目標を設定しています。そして、年3回の少年議会を行い、その少年議会で政策を実現するための全員協議会を年15回開催します。本気にやっています。有権者のアンケートを取ったり、担当課と協議しながら政策立案を展開していくのがこのプロジェクトになっていくわけです。

続いて11枚目に行きたいと思います。

彼らの成果としては、イメージキャラクターをつくったり、田んぼに、あぜ道に街灯をつくったり、若者の居場所づくりなどが提案され、実現されています。これらの実現されたプロジェクトは決して思いつきのもではなく、情報収集や未来予測、その提案した政策を実施するために必要な基本スキルやコストを理解した上で実践されているプロジェクトで、参加した青少年も大きな発見があったということが述べられています。

ちょっとそこの彼らが書いた部分を、私のほうで今読みますが、こんなことです。

当時は、遊佐町のことが嫌いで、遊佐のまちが都会的なまちになればいいとか、大きなイベントができればいいという気持ちで少年議会に入りました。でも、遊佐町のことを知っていくうちに、遊佐の魅力に気がついたんです。政策は全部うまくいったわけではなく、JRダイヤの変更

の要望を出したんですけれども駄目でした。でも、失敗して大人に責められることはなかったです。むしろよいチャレンジをした、この議会を次に生かそうと励ましてくれました。だから、取りあえずやってみようとか、前向きな気持ちで少年議会に取り組み、失敗は怖くありません。何よりも遊佐町が好きなまちになりました。いろんな立場の人を理解しようとする姿勢が身についたし、子供にも力あるんだと気づきました。少年議会が立ち上がった20年前からそういう風土が遊佐町全体に根づいていると思います。

まさにこれに参加した彼ら彼女たち、20年たって社会を担う中核人材になっていくわけです。恐らくこのような活動をする場が地域社会にあれば、そして、この学びの成果を見える化することができれば、地域社会の富を高め、新しい富をつくっていくきっかけになると思います。今の小学校6年生は10年たつとまちを支える中核人材として活躍します。彼らは学ぶことによって自分を変え、新しい富の創造に挑戦する未来からの留学生のはずです。今の若者たちに牛久に誇りを持ち、牛久で起業する、そういう流れをつくることこそ、未来の牛久を豊かにする着実な流れになるのではないかと。私どもは、この少年議会を視察させていただいて、それを痛感しました。

最後に行きたいと思います。

私は、遊佐町のこの少年議会公選制は、まさにこれからの未来のまちづくりの先進事例になるのではないかなと思います。当初、20年前、この制度が取り上げられた当時は、首長部局を中心に、政策企画課を中心に横断的なチームを結成してスタートしたプロジェクトだと伺ってきました。今現在は社会教育課のほうで運営を中心にしながら実施しています。もちろんそこにおいて議会も大きな役割を果たしています。これは議会や首長部局が、市が一体になって展開するプロジェクトであると思いますし、効果も高いと思いますので、私どもこれから議員として、この少年議会、青少年の若者会議などという、こういう取組が牛久でどう展開できるか、それを踏まえた上で、さらなる調査研究を進めていこうと考えております。

さて、牛久市は令和6年に教育大綱を策定します。そこにおいて、市民がいつでもどこでも自由なスタイルで学ぶことができ、学んだ成果を見える化、共有化する地域学習システムをぜひ組み入れた新しいビジョンを提起していただきたいと思います。先ほど述べましたように、首都圏の近郊都市として発展して生活資源がたくさんある牛久には、学びのニーズとシーズを調査し、学びの成果を社会で活用する仕組みをつくるということが出来る場所です。そのためには、これまでの教育委員会の枠組みを超えて、今日私が提案しましたように、福祉や経済市民活動の枠を超えた横断的なチームで、未来への人づくりをつくっていただければと思います。

中教審は2040年に向けた高等教育のグランドデザインという審議会、附属委員会があって、そこで、これから大学、地方公共団体、産業界が連携して地域社会のビジョンや高等教育についての将来像を議論するプラットフォームをつくりなさいということを提案しています。文部科学省もそのガイドラインを策定しています。これらを参考にしながら、大学、産業界と連携して実証実験を展開するなどしてぜひ新しい人づくりモデルを提案していただきたいということで御提案するという私の質問を終わります……。いや、聞きたいと思います。よろしく願います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 御質問にお答えいたします。

本市の教育における方針につきましては、総合計画及び教育大綱におきまして示されているところではありますが、既に学び合いの考え方の転換をはじめ、教育方針の一部におきまして方針の転換を行ったところでもあります。

本市の定める総合計画、教育大綱につきましては、議員も御存じのとおり、本年度に改定作業を進め、方針の見直しを含めた検討を行うこととしており、既に着手したところでもあります。また、本市がこれまで行ってきた生涯学習をはじめとした社会教育分野での取組は、学校教育を経た後における学びの継続としての一端であるものと認識しており、各分野における個別計画にもその取組を位置づけ、推進しているところでもあります。

その一方で、学びや仕事への取組は、多種多様なスタイルが確立され続ける時代となっており、一定した政策を掲げながらも、柔軟な考え方を取り入れていくことも肝要であるものと考えております。議員の御質問にございましたそれぞれの人が必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すマルチステージなどの御提案は、生涯にわたって学び、活躍していく人づくりを進めていく上で重要な視点の一つとなり得るものと考えられます。行政における学校教育、社会教育の枠組みを超えて、地域社会という広域な視点での御提案となりますことから、現段階で具体的な対応をお示しすることはできませんが、これから総合計画、教育大綱の改定作業を進めていく中におきましても、本市の現状、社会の状況、国等の動向など、あらゆる観点から検討を進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 塚原正彦議員。

○7番 塚原正彦 議員 新しい沼田市長誕生以来、学び合いも変えたとし、新しいまちづくりというのは何十年もかかっていく、未来をつくるというのは人づくりが全てですから、そこにぜひ新しい大綱の中に新しい視点を取り入れていただければと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、7番塚原正彦議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時25分といたします。

午後0時18分休憩

午後1時25分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番甲斐徳之助議員。

甲斐徳之助議員。

〔6番甲斐徳之助議員登壇〕

○6番 甲斐徳之助 議員 特別配慮、毎回ありがとうございます。質問席より質問いたします。皆様こんにちは。甲斐徳之助です。引き続き市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報

が知りたいとの声に合わせ、日々活動したいと考えております。

それでは、通告に従い一問一答方式にてお願いいたします。

質問に入る前に、今回御答弁を多くいただく建設部の皆様には、最近、市民の皆様より何う多くの細かい要望等に早急に、迅速に対応していただき、市民の皆様が感謝しておりましたということをここに御報告申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

議長。事前通告により、これより着座を求めたいんですがよろしいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 はい。許可します。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

生活を営んでいくに当たり、公共事業の重要性は言うまでもありません。このたびの、本年の元日に、北陸能登半島震災におきましても、上下水道の問題や、トイレの事情等、インフラ関係が特にクローズアップされたことは記憶に新しいところであります。日本国内中どこにでも、同じような状況になれる環境であり、本市においても災害に対して日々の確認と備えは重要であります。

そこで今回は、能登の現地においても復旧されていないところが多くあるインフラに関する御質問をさせていただきたいと思っております。

まず、初めに、本市において老朽化が進み、改修や改善が必要と思われるところがあると考えておりますが、上下水道インフラ整備の対策はどのようにとられているのか、具体的な現時点での事業計画をお示しく下さい。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 能登半島地震においては、道路や上下水道に甚大な被害が出て、上水道では最大で13万6,000戸を超える戸数の断水が発生しました。6月を迎え、断水はおおむね解消してまいりましたが、長期にわたる断水で住民は大変な不便を強いられた状況です。断水が長期化した要因は、浄水場等への甚大な被害もありますが、管路の老朽化、地震の揺れに強い管への更新、つまり耐震化の遅れによるものが大きいと言われております。

老朽化に対する対策計画を県南水道企業団に確認しましたところ、令和4年度末に施設の更新を念頭に置いた施設再整備計画を策定しているとのことでした。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えをいたします。

能登半島地震における下水道施設の被害状況としましては、石川県を例に挙げますと、全ポンプ場52か所のうち14か所が稼働停止し、管渠では、全体の約5.5%が被害等を受けております。その後、令和6年5月上旬時点では珠洲市の立入り禁止区域等の約9キロメートルを残して機能が回復されたと発表されております。

牛久市の下水道施設の老朽化対策についてでございますが、令和2年度に策定をいたしました牛久市下水道ストックマネジメント計画をもとに、下水道施設の点検調査や修繕計画の策定を進め、その後、令和5年度に修繕計画における優先順位を見直すなどの改定を行っております。今

年度も未調査箇所において点検調査を継続しつつ、既に点検調査が完了した刈谷町地内などにおいて修繕工事に向けた実施設計を予定しており、その後、修繕工事を順次進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。上水道につきましては、原因として、やはり元旦の震災における被害は、やはり老朽化が問題であったということでありました。その整備計画をやっていると、下水道も同じくストックマネジメントを進めているということは把握させていただきました。

では、これに対して老朽化は今お答えいただいたんですけれども、耐震のほうはどのように進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 耐震化につきましても、老朽化と同様、施設再整備計画に基づき耐震化を進めており、今後も計画的に排水施設や管路の更新及び耐震化に取り組んでいくとのことです。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 耐震化対策につきましては、平成29年度に策定をいたしました牛久市下水道総合地震対策計画を基に、岡見第一汚水ポンプ場からの圧送管約1.3キロメートルのバックアップを目的とした2ルート化について、国の交付金を活用し、平成29年度に実施設計の策定、その後、令和2年度より工事に着手し、今年度中の整備完了を予定しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

下水道について次の質問をお尋ねしたいと思います。引き続き整備完了を継続してやっていただきたいと思います。

使用料についてお尋ねしたいんですが、2番項です。

4月より下水道料金が改定されました。使用料引上げに対して、今お尋ねしている老朽化や耐震化についての費用を見込んでいらっしゃるのかどうなのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えいたします。

下水道施設の老朽化、耐震化対策の経費につきましては、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画において、各年度ごとの必要額を算出しております。これらの計画においては、各年度ごとの予算を平準化し、予防保全的な修繕となるよう、また、経過年数を元にした修繕ではなく、点検調査結果を基に老朽化が著しい箇所を抽出し、修繕していく計画としており、経費の削減にも配慮しております。

下水道使用料改定時には、これらの計画における各年度ごとの経費を見込み、試算をし、改定後の下水道使用料金を設定しておりますので、現時点において、老朽化、耐震化対策を実施する

ためにさらなる下水道使用料の改定が必要となるということはございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 各年度ごとの必要額を見込むということでありましたが、料金改定分にどれぐらいの割合で設備投資分といいますか、その辺の経費を見込んでいるのか確認を取らせてください。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えをいたします。

割合というのが、ちょっと全体的に必要な経費の中で算出をしておりますので、耐震化、老朽化というのが値上げ部分のどれだけのパーセンテージを占めているかというのは、非常に計算出しづらいところがございます。ただ、想定というか予定ですけれども、令和7年から10年、これからの来年度以降、一応令和10年までで耐震化のほうで約1億9,000万円、老朽化のほうで同じく10年度までで8億4,900万円を計画しているところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

次の質問に行きたいと思います。

3番です。この値上げによる施設の改修、修繕がどの程度担保されていくのか、現段階で構いません。お尋ねしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 お答えをいたします。

下水道使用料改定時には、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画における各年度ごとの予定や予算計画を見込んだ上で改定額を算出しております。しかしながら、下水道施設の老朽化、耐震化対策の実施は、国の交付金の活用を基本としていることから、交付金の内示額の増減による影響もあり、また近年の人件費や資材等の物価高騰など予測し切れない要因もありますので、全てが計画どおり進捗するとは言い切れません。その際は、優先順位を勘案し、緊急度の高い施設から対策を実施するなど、状況に応じ対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 状況に応じ、ぜひ対応してください。

現時点は料金改定の必要はなく、何らかの影響による場合、優先順位の高いものから対応していくと認識をいたしました。

それに対しまして再質問をしたいと思いますが、管渠整備を推進するとの事業計画によって年次計画があると思います。それについて上下水道ともにどういうふうなことで進めているのか御質問をいたします。よろしく申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 具体的年次計画について県南水道企業団に確認しましたところ、施設再整備計画の年次計画に基づき、安全安心な水道の提供に取り組んでいくとの回答がございました。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 具体的な年次計画ということですが、まず老朽化対策としましては、先ほどお話ししましたストックマネジメント計画、令和2年度に策定したものを、こちらを基に実施をしております。今年度につきましては、これも先ほど申し上げました刈谷町地内汚水管の改築に向けた実施設計、こちらを今年度予定しております。同じく今年度は柏田町地内等で老朽化した鉄蓋の交換、マンホールの鉄蓋です、こちらのほうも予定をしております。また、ポンプ場関係でいけば、岡見ポンプ場の機械設備、ポンプ等の更新などを予定をしているところでは。

令和7年度以降につきましては、刈谷町地内、今年度実施設計をいたしました汚水管の改修修繕工事を順次実施をしていくとともに、各汚水ポンプ場での機械設備、こちらは機械多々ありますけれども、こちらにも優先度をつけまして順次更新をしていくという予定です。また耐震化につきましては、こちらにも総合地震対策計画を基に進めておりまして、今年度岡見第一ポンプ場からの圧送管、2ルート化する工事が完了する予定でございます。

来年度以降につきましては、新地、岡見ポンプ場や、その他ポンプ場、建屋の耐震診断であるとか老朽化対策の進捗、こちらを勘案しながら、重要施設である圧送管などの手当ても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。いつ何どきにこういう震災災害が訪れるかわからないという中で、この事業計画を確認してそれを遂行していく、実施していくってことは大変大事なことでありますので、今おっしゃられたことを引き続きお願いしたいと思います。

これに対しての再質問に当たるかどうかちょっとあれなんですけれども、現況や、そのような考え方を照らして、市全体の財政予算はどういうふうに連動してお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。これは通告しています。よろしく申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 下水道につきましてはですが、財政面、下水道整備ストックマネジメント計画も耐震化もそうですけれども、国の交付金を活用するという考えであります。ですので基本的にはどちらも2分の1の補助をいただきながら整備をしていく、残り2分の1の市の負担分につきましては、下水道事業については可能な限り起債、企業債です、事業債を活用して、それを使用料から賄うということで世代の負担の平等化を図っていくという考えを基本的に、これは下水道今までも進めておりますので、2分の1の市負担分についても企業債を有効に積極的に活用していくということで考えてございます。

先ほどお話ししましたとおり、交付金の増減にも影響を受けますので、その場合には優先順位をつけて臨機応変に対応したいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 これは、市のほうで考えるというと、やっぱり下水道だけですか。上水道の県南企業団との負担金というのは市としてあると思うんですけども、上水道のほうの財源面のほうは答弁としてはいいですか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 牛久市で県南水道企業団のほうに負担金等はお支払いしておりませんので、予算措置はないと、あるとすれば、児童手当のほうは職員の負担はしているんですけども、事業についての負担はございません。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 よく分かりました。ありがとうございます。

次の質問に入ります。

最後なんですけれども、上下水道の耐震化について、本市として必要性及び緊急性を改めてどのようにお考えになっているのか一時的な総括をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 能登半島地震においては、上水道の脆弱さが明らかになったことから、市といたしましても、県南水道企業団が行う施設再整備計画の早急な進捗の必要性を感じているところでございます。

一方で、企業団においても、限られた財源の中で管路の更新を行っていくに当たっては、相応の年数を必要とすることから、施設の重要度等により優先順位づけを行うことで、事故発生時の被害を最小限に抑えられるよう、継続的に更新及び耐震適合化に取り組んでいくとのことですので、それが着実に進むよう注視してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 下水道施設は市民生活を支える基本的なインフラの一つであり、被災した際にもその影響を最小限に食い止めるとともに、早期に機能を回復させることが必要であると考えてございます。

上水道や都市ガスのような、供給する管内部に圧力をかけて送り出す圧送構造の場合、地震などにより供給管が破損した際には、路面から噴き出しや、圧力低下による機能停止が懸念されます。これに対して、下水道管は、路面下において、高い位置から低い位置へ水が流れる自然流下を基本としており、仮に管の破損や勾配の変化が発生しても、ほとんどの管路では路面から噴き出すことはなく、管路自体に求める性能は低いものと考えてございます。

しかし、汚水ポンプ場や圧送管などは、上水道や都市ガスと同様に、被災による噴き出しや機能停止が懸念され、その影響は大きいいため、今後、計画的な耐震化対策が必要であると考えてご

ざいます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。先ほど最後と言いましたが、私ちょっと間違っていました。自分の通告書が、ちょっと別なものを持ってきちゃって、もう1個ありました。続けます。

必要性を認識し、計画的に行うという全体的な答弁をいただいております。では、進捗はどのようになっているのかお示しをいただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 県水政課が発行する令和4年度茨城県の水道によりますと、県内水道企業団における令和4年度の基幹管路の耐震適合化は、総延長約3.5キロのうち約1.05キロメートルで、耐震適合化率としては30%となっております。茨城県内では40事業者の中で21位となっております。なお、この数字は統計上の条件により、利根町給水区域内の一部の送水管のみを計上しているということから、企業団としては、口径200ミリメートル以上の配水管であれば全て基幹管路に含め、耐震適合化率を出しているということです。

県南水道全体の基幹管路では、総延長261.97キロメートルのうち、131.61キロメートルが耐震化され、耐震適合化率は50.24%、牛久市全体では総延長58.75キロメートルのうち34.59キロメートルが耐震化され、耐震適合化率は58.87%となり、国平均の耐震適合化率は42.3%ですので、全国平均を16.57ポイント上回っているほか、県南水道全体を8.63ポイント上回っている状況です。

今後も管路全体の耐震適合化率を年平均1%向上させることを目標として、引き続き耐震化に取り組んでいく予定であると伺っております。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長 下水道施設の耐震化としましては、令和2年度より、岡見第一污水ポンプ場からの圧送管約1.3キロメートル、こちらを2ルート化する工事に着手しており、今年度中の整備完了を予定しております。

先ほど御答弁しましたとおり、圧送構造の上水道管などとは構造が、要求性能も含めて異なるため、下水道管の全体での耐震化率は算出しておりませんが、圧送管のみを抽出いたしますと、重要施設である各ポンプ場からの総延長は約3.9キロメートル、そのうち、岡見第一污水ポンプ場からの圧送管約1.3キロメートルの2ルート化工事が完了すると、圧送管の耐震化率は約33%となります。また、市内4か所の污水ポンプ場のうち、最も古い新地污水ポンプ場は、平成元年に供用開始しており、残り3か所のポンプ場も含め、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たしております。しかしながら、各部材の老朽化や体力の低下も懸念されるため、ポンプ場建屋等の耐震診断の実施や圧送管の耐震化の検討を進めてまいります。あわせて、老朽化対策を実施する際にも耐震性が考慮された材料を採用するなど、老朽化対策に伴う耐震性の確保にも努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 老朽化対策に伴う耐震性の確保、ぜひ進めていただきたいと思えます。この質問は以上であります。ありがとうございました。

2番項の質問に移りたいと思えます。

これまで定例会等の一般質問の中で、私や同僚議員が御質問をさせていただいております地域通貨及びキャッシュレスカードについての導入についての御質問であります。これまでの御答弁内容ですと、キャッシュレスは時勢の潮流であり、事業として進めていくということでありました。今度の市庁内の人事異動により、担当課を含め新体制になられたこのタイミングで改めてお聞きしたいと思えます。

事業を進めるとの前提でお話をさせていただきたいんですが、地域通貨をやるのか、私が何度かお話をさせていただいたチャージ型キャッシュレスカードの導入に取り組んでいくのか、お尋ねしたいと思えます。

これまで前回だったと、前々回ですか、市内団体がそういうシステムを導入したということにおいて、加盟店等の協力をいただき、キャッシュレスカードの推進及びハートフルクーポン券との連携併用等がよいと提案させていただきました。執行部もその流れが、その際はよいのではという御答弁を受けましたけども、改めてそのとおりでよいのか、お尋ねしたいと思えます。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 御質問にお答えいたします。

キャッシュレス化につきましては、現在紙で実施しているハートフルクーポン券を移行させることを第一として検討してまいりたいと考えております。

昨年、商工会内でハートフルクーポン券の電子化についての協議が行われました。この協議では、電子化について賛成意見があった一方で、利用者と事業者双方の高齢化などの理由で反対の意見もあり、現時点では発行元である商工会内でも議論は平行線のままと伺っております。御存じのように、ハートフルクーポン券の販売方法については、昨年度下期発行分から応募方法を事前申込制に変更しております。この変更の主たる目的は、購入機会の公平性の確保です。例えば、勤務等により平日の日中では購入が難しかった方々も、申込制であれば機会は均等になります。この変更により収集できた購入希望者の年齢構成や、1世帯当たりの希望冊数の傾向をはじめとする様々なデータは、今後の制度運営改善の参考となります。

取得したデータによれば、昨年度下期発行分の申込者の年齢構成は、全申込者7,299名のうち、約59%に当たる4,299名が60歳以上、今年の上期発行分では、全申込み者6,422名のうち約61%に当たる3,928名が60歳以上という結果となり、やはり購入希望者はシルバー世代が中心ということが確認できました。また、申込制により抽せんが発生したことで、多くの御意見を頂戴しております。なるべく抽せんにならず、多くの方に広く購入していただくにはどのような運営が望ましいかを含め、この一、二年は、蓄積されたデータや加盟店別利用実績等を参考に、まずはデジタル化を含め、ハートフルクーポン券事業全体の改善に向けて商工会

と検討を重ねていくべき時期であると考えております。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。今の御答弁であると、キャッシュレス化に関して、地域マネーであるかキャッシュレスカードかという質問を入れさせていただいたんですけれども、まずその答えには、今の御答弁ですと地域マネーの考えはないと判断しました。キャッシュレスカードを進めていく上でハートフルを活用するという御答弁であったと思います。

ハートフルを使うということは、間違いなく牛久商工会との連携を図っていくというのが前提になると思うんですけれども、ハートフルクーポン券の中身のお答えが多かったように感じるんで、改めてちょっともう一回御質問したいんですが、ハートフルクーポン券を電子化するのは、私は全く反対でありません。むしろいいなと思います。前段もそういう話をさせていただきました。私が思うのは、これを活性化させるのに、日常に各店舗でハートフルも利用するけれども、ハートフルクーポン券も利用券売がありますけれども、その場で足りない現金等をチャージするというそのチャージ型スタイルですね、大手さんがよくやっていたら、その辺のシステムの導入はないのかという、次の質問になりますか、再質問ではございませんけれども、その辺のお考えはないかどうかお尋ねをしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 お答えいたします。

先ほどの御答弁の中でもお答えさせていただきました、市長のほうからお答えさせていただきましたが、キャッシュレス化につきましては、まずはハートフルクーポン券の電子化を第一というふうに考えております。したがってチャージ型の電子マネーなど、そういった機能につきましては、ハートフルクーポン券の電子化を行った後の展開として考えておりますので、御理解をいただければというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 その後の電子化を考えているということで、コミットをいただきましたので、ぜひよろしく願います。

次の質問に入ります。

今後そのために前提はもうハートフルということで理解しましたので、クーポンということで理解しましたので、今後どう進めていくのか、事業計画があればお尋ねしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 ハートフルクーポン券は、これまで約20年間にわたって発行されてきました。そのため、牛久市民の方々の認知度も大変高く、毎回完売するほど人気を博しております。こうした中、対面販売方式から事前申込制への変更は商工会や市にとっても勇気のいる決断でございました。今年の上期分の発行は事前申込制度に変更して2回目でございましたが、まだまだ申込み方法の変更やルールを把握されていなかったり、戸惑いを持たれている市民の方は少なくなく、特に高齢の方にその傾向が見られております。こうした状況を鑑みるに、地域通

貨やキャッシュレスカードの導入に比べ、ハートフルクーポン券の電子化が市民の方々に与える影響は相当大きいのではないかと考えられます。そのため、いわゆる誰一人取り残さないとの視点から、混乱を最小限とするための準備期間の確保が必要不可欠と認識しております。

まずは、今年度下期発行分に向け、これまで同様はがきによる申込みに加え、携帯アプリLINEも活用した申込みの導入について検討しているところでございます。携帯アプリの利用者データの把握はもちろん、LINEの活用の継続により利用者が徐々にでも増えていけば、将来的に電子化に完全移行する場合、混乱の抑制に一定の効果を見込めるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 募集、集客の申込み導入について、ハートフルクーポン券についてですけれども、LINEを活用されるということをご答弁いただきました。今回は通告をしておりますので、ちょっと掘り下げることはしないんですけれども、先ほど塚原議員もおっしゃっていたような気がしますけれども、地域ボランティアとかのポイントとか、各種いろいろな、市に携わってやっていく上でためていくポイントを使う基礎になるような、基盤になるようなカードの作り方というのも今後考えたりしてもいいのかなと思いますし、そういうのは御提案、今度また次の機会にさせていただきたいと思っておりますけれども、ぜひ頭に入れていただきたいという点を踏まえて、次の、最後の質問になりますけれども、どういう手法が現段階で考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 現在、電子マネーにつきましては、様々な事業者が参入しており、それだけ選択肢も増えております。最終的にどのシステムを採用するかは、商工会やハートフルクーポン券の加盟店の皆様との協議による決定が必要不可欠であるというふうに考えております。御存じのとおり、本年4月より、牛久スタンプ会が電子化のほうに踏み切りました。キャンペーンも奏功して新システムに切り替える会員が増えていると伺っております。

このように、実際に市内で稼働しているシステムの活用と広く普及しているシステムの導入、双方を選択肢として、さらに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 商工会、ごめんなさい、牛久スタンプ会が電子化に踏み切りましたというところをちょっとお話しさせてください。

切り替える会員の方が増えているということでありました。これは、恐らく懸念されるのが、機械導入における初期投資の部分だと思っております。それについてちょっとお尋ねしたいんですけれども、スタンプ会さんが初期投資の機械導入の部分をどういうふうに対応されたのか、それを把握されているかお聞きしたいと思います。というのは、加盟店自身でその部分を調達してやっているのか、それとも会として経費部分を出してあげたのかという部分を担当課として把握して

いるかどうかお尋ねするのがまず1点、2点目として、ハートフルクーポン電子化で商工会と連携を図っていく部分で、市が予算計上、そういうことをしていくのかどうなのかというのが2点目の再質問であります。よろしく申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二環境経済部次長。

○藤木光二 環境経済部次長 お答えいたします。

まず、スタンプ会さんのほうで導入した費用についてということなんですけれども、スタンプ会さんのほうで端末機のほう50台と、本部のシステム、こちらを含めておよそ500万円程度の費用がかかったということで伺っております。その費用負担につきましては、スタンプ会さんのほうの運営費から捻出をされたということで伺っております。

そしてもう一点、市のほうでそういったときに費用負担ということにつきましては、どういったシステムを入れるかということにつきましては、先ほどもちょっとお答えさせていただきましたが、今後の商工会や取扱事業者の方々と協議の中で決定していくものというふうに考えております。システムによっては初期投資額も異なることから、現段階で明確にお答えすることはできませんが、新たなシステムを導入するに当たりまして、事業者、商工会、牛久市が連携をして、無理なく導入していけるよう必要な支援は検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。スタンプ会と商工会では事業規模がやっぱり違うのは皆さん分かってらっしゃると思うので、事業を進めていくにあり、大きな予算もかかってくると思いますが私は議員としてそこは支持したいと思っておりますので、ぜひ早急をお願いして、本来であれば、同僚議員のようにいつまでにやりますかとお聞きしたいところでありますが、今回は御遠慮します。

備えあれば憂いなし、いつ災害が降りかかるか分からないところで、私たちの住むこのまちのインフラ状況は大丈夫であるのかどうなのかと市民の皆様より多く声を寄せられました。安心安全の確保のためにも常日頃の対策を怠らない事業実施をお願い御期待申し上げて、一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○諸橋太一郎 議長 二野屏部長より答弁求められておりますので、二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 先ほど私の上下水道施設の耐震化について、必要性和緊急性のところでの部分で、上水道のキジャクさとお答えしたんですけれども、上水道の脆弱さと訂正させていただきます。（「分かりました」の声あり）

○諸橋太一郎 議長 以上で、6番甲斐徳之助議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時15分いたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利議員。

鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 公明党の鈴木でございます。

通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、給付支援サービスの導入についてでございます。

コロナ禍での特別定額給付金の給付の際、日本は諸外国と比較して、こうした給付の遅れが指摘され、行政のデジタル化の推進の必要性が痛感されたことは記憶に新しいところでございます。ところで、2021年に発足したデジタル庁は、自治体による給付金等の申請受付から、振込みまでの手続を全てデジタル化するための共通システムを提供する給付支援サービスを本年2月より開始し、各地で導入が進みつつあります。マイナンバーカードとスマートフォンがあれば手軽に申請できるようになり、行政側でも事務処理の負担軽減が期待できるとされております。

そこでこのデジタル庁が提供している給付支援サービスについて、その具体的な内容を伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 給付支援サービスは、デジタル庁が提供する自治体の給付事務を支援するデジタルサービスで、自治体職員がパソコンで操作できるウェブサイトや、住民がスマートフォンから簡単に操作できる申請用のウェブサイトを提供し、給付事務を効率的にかつ円滑に進めることができるサービスといたしまして、先ほど議員からもありましたとおり、本年の2月13日に、サービスの提供が開始されました。

給付支援サービスを利用すると、申請から給付までの手続がデジタル上で完結し、自治体の業務時間の大幅な削減効果が期待されるとされており、また、住基ネット等のデータベースから抽出した給付対象者リストを本サービス上にアップロードし、給付対象者を登録、更新することにより、給付対象者の情報や郵送などで受け付けた申請、申請後の進捗管理などを一元的に管理することができるとともに、申請内容の自動突合、サービス上での振込依頼などを行うことができるとされてございます。

なお、牛久市におきまして給付支援サービスを導入する場合は、初期導入費用といたしまして207万9,000円、月額で29万2,600円の年間351万1,200円の費用が生じることとなります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本市でもマイナンバーカードが急速に普及され、様々な行政手続がオンライン化されております。本市では現在、給付金支給の手続をどのように行っているのか伺います。併せて、申請不要で迅速な給付が可能なプッシュ型給付の現況についてもお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 コロナ禍を受けて、令和2年度に全国民を対象とした特別定額給付金が行われて以降、毎年、住民税非課税世帯を対象とした給付金を支給しております。この給付金支給手続の方法につきましてお答えいたします。

本市では、毎回対象者に確認書を送付して給付をしまいいりました。給付の対象者を抽出するに当たっては、給付金ごとに設けられる基準日時点で住民登録がある市民を対象に、課税情報を重ね合わせ、世帯単位の給付金台帳を作成します。この給付金台帳を基に確認書を印刷、送付し、返送があった世帯から順次振り込む流れとしてきました。住民税非課税世帯給付金においては、対象世帯の大部分が高齢者世帯であることもあり、スピードだけを重視するのではなく、確実に給付できる方法であるため採用してまいりました。

申請手続が不要で、市が給付金対象者に対して能動的に給付金を支給する、スピードを重視した、いわゆるプッシュ型の給付方法につきましては、システム上の制限に加え、世帯外からの扶養の有無についてなど世帯主から申し出ていただく確認事項があり、誤って給付した際は返金が必要となるため採用しておりません。

ただ、現在行われております低所得者支援及び定額減税補足給付金に含まれますこども加算につきましては、住民税非課税世帯、給付金または均等割世帯給付金を受け取った世帯が対象であり、前提となる条件がクリアされていることからプッシュ型での給付を行っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 給付支援サービスは、給付の迅速化、効率化を可能にします。それはとりもなおさず、市民の利便性の向上に直結します。さらに、行政事務処理の負担軽減にも資することになります。本市の導入に対する見解をお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 給付支援サービスは、審査、振込機能が提供されるシステムであり、事前に市が抽出した給付対象者や給付額等のデータを登録することで、住民がスマートフォンから申請することができるシステムとなっております。事前に登録する給付対象者などの情報の抽出は別途自治体で行うこととなります。

牛久市の給付金支給事務においては、基幹システムの改修を行い、給付対象者の抽出から給付金の振込までのプロセスについて、基幹システムで一元管理を行っております。給付支援サービスを利用する場合においても、給付対象者の抽出のために基幹システムの改修が必要ですが、給付支援サービスを導入すると、抽出の部分の改修費用は国の補助の対象外となります。また、抽出のためのシステム改修と給付支援サービス導入のための進捗管理を並行して行うことや、確認書を送らなくとも、対象者全員に通知を郵送する必要があること、振込エラーなどへの対応などを考慮すると、本市においては、現行の基幹システムを用いた給付事務のほうが給付の迅速化と事務処理の効率化が図れることから、現在進められている低所得者支援及び定額減税を補足する給付金においては、給付支援サービスの導入を見送っております。

今後、給付支援サービスの改良が進み、給付の迅速化と給付事務の効率化の面で有効性が確認された際には、給付支援サービスの利用も選択肢に入ることもあると考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 情報の抽出に難がある部分が、今の答弁から分かりました。まだきっと改良しないといけないのかなとは思いますが、いずれにしても、今の、現行のシステムのほうが迅速化、それから行政事務の効率化につながっているのであれば、それで進めていただいて結構ですが、将来的なことを見越すと、やはり全てをデジタル化で完結できるような、こうした給付支援サービスも視野に入れながら、導入を検討していただければと思います。

給付支援サービスに限らず、デジタル化の進展は、市民にとって大きな利点をもたらします。しかしながら、こうしたデジタル化の恩恵を享受するためには、そもそもパソコンやスマートフォン等のデジタル機器を活用することができなければなりません。令和3年の第2回定例会の一般質問等でも伺いましたが、情報格差、いわゆるデジタルディバイドの問題をどうするかが今後の大きな焦点になってきます。特に高齢者等をデジタル機器の扱いに不慣れな方への対応が重要です。そして、大事なことは、こうした高齢者こそデジタル化の恩恵を受けていただくことが必要であるに違いありません。デジタルディバイド解消に向けて、本市の対応を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

社会全体におけるデジタル化が急速に進展する中において、デジタル技術を使いこなせる人と使いこなせない人の情報格差、いわゆるデジタルディバイドは解消しなければならない課題と認識しております。牛久市におきましては、市民の学びの場を提供する生涯学習講座の中で、初心者向けのパソコンやスマートフォンの活用講座等を継続的に実施し、高齢者を中心に多くの市民の方が受講しております。また、市内の携帯電話ショップにおきましては、国が示すデジタル活用支援推進事業に基づき、令和3年度から高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けスマホ教室を開催しており、牛久市におきましても、国と連携しながら、広報紙やホームページにおいてスマホ教室開催の周知を行っているところであります。

現在、牛久市におきましては、LINEを活用したオンライン申請などの拡充を図るべく業務の選択を行っており、今般の議会には関連予算を上程しているところであります。今後におきましても、市民の利便性を追求した行政サービスのデジタル化を推進していく中で、市民ニーズの把握に努めながら、多くの市民がデジタル化による恩恵を享受できることができるよう努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

災害時の避難所のトイレ確保・管理についてでございます。

元日に発生した能登半島地震より5か月が過ぎました。被災された方々に向けて仮設住宅の建設も進められておりますが、いまだ多くの方が避難所での生活を余儀なくされております。生活

の見通しが立たず、悲嘆に暮れている方も少なくありません。全ての方々に平穏な暮らしが戻るよう、一刻も早い復旧復興を願わずにはられません。

今回の地震災害の報道や、そこで紹介された被災者の方々の声を耳にして、改めて大切だと感じたことは、トイレの問題でございます。飲料水や食料の確保も当然重要ですが、飲食は必ず排せつを伴います。過去の災害時の避難所のトイレの状況を振り返ると、災害直後は上下水道が使えなくなった水洗トイレに多くの方が殺到し、トイレが排せつ物の山になって、劣悪な衛生環境となってしまった事例が指摘されております。したがって、まずは携帯トイレや簡易トイレの用意がなくてはなりません。

また、やがて仮設トイレも配備されますが、それは、一般的に屋外イベントや工事現場で使われる仮設トイレであって、屋外に設置されるため冬は寒くて狭く、多くは和式で段差があるため高齢者や障害者には使いにくく、照明が設置されていなければ、夜間の使用は女性や子供にとっては危険です。さらにマンホールトイレの設置も考えられますが、下水道施設が被災すれば使用できなくなります。そもそも、これらのトイレは、当然のことですが不特定多数の人が使用します。皆がルールを守って清潔に使用することが大切ですが、それができずに不衛生になれば、トイレを使用することをためらう人も出てきます。その結果、水分補給を我慢し、脱水症状に陥ったり、感染症、胃腸炎、エコノミークラス症候群などを発症したりして、災害関連死に至ることもなりかねません。

2016年、内閣府は、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを策定し、2022年に改定しております。そこには、国際基準を目安に確保すべきトイレ数が明記され、女性や子供、高齢者や障害者など、配慮すべき人への対応、多目的トイレの設置や人工肛門、人工膀胱保有者のための装具交換スペースの確保、幼児用の補助便座の用具などが記されております。また、市町村に対して、本ガイドラインに基づいて、浄化槽、し尿処理担当及び下水道担当等を中心に、防災担当や保健担当等の関係各課で、平時から協力してトイレ対策を検討するとともに、発災時には被災者に清潔なトイレ環境を提供することを目的とした部局横断的な情報共有、対応が取れるような体制を確立すべきであるとした上で、災害時のトイレ確保・管理計画として取りまとめることが期待されております。

そこでまず、本市の災害時のトイレ計画について伺います。

本市の牛久市避難所運営マニュアルには、第3章避難所の運営、8、衛生班にトイレに関する対応が記されていますが、本ガイドラインに沿った災害時のトイレ確保・管理計画と言えるものが現に作成されているのか伺います。作成されていないとすれば、作成する用意があるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 お答えいたします。

避難所におけるトイレの確保管理ガイドラインに沿った災害時のトイレ確保管理計画については、牛久市においては作成されておられません。市での災害時のトイレの確保状況ですが、ガイドラインによりますと、トイレの数としましては、想定避難者数割る50人に1人というのが最初

の目標になりますが、確保をすることが望ましいとされておりますが、第2次避難場所となっております市内の小中高等学校の体育館及び武道館では、令和5年6月時点で和式、洋式合わせまして165個のトイレがございます。これは茨城県南部地震が起きた際に想定されます被災当日の避難所における避難者3,300人、被災1週間後の避難者4,400人から計算しましても、20人から27人当たりで1つのトイレが確保できており、トイレの確保状況はガイドラインに沿ったものとなっております。

また、これらが使用できない場合であっても、携帯トイレを約6万2,000回分備蓄しております。ガイドラインでは、最大想定避難者数4,400人掛ける1日5回のトイレ掛ける3日分を避難の目標数にするよう求められておまして、市の備蓄数量は約2.8日分となり、おおよそガイドラインに沿ったものとなっていると認識しております。

さらに牛久駅東口、岡田小学校、ひたち野牛久中学校にマンホールトイレを整備しており、災害時におけるトイレの確保につきましては、様々な対策を講じているところでございます。

以上のことから、現状ガイドラインに沿った形で確保できているという認識でございます。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 災害時のトイレ確保については、ガイドラインに沿った内容であることは承知いたしました。しかしながら、管理・運用面ではいかがでしょうか。

上下水道が使えなくなった際の汚水処理や使用済み携帯トイレの処理手段、衛生環境を保つための使用のルールや、清掃管理、女性や子供に対する防犯対策、高齢者や障害者に対する環境整備等々、トイレ数が確保されていても、それを実際使用する際の管理・運用計画が定められていなければ、先ほど述べましたように、トイレ使用をためらい、ひいては災害関連死につながるおそれさえあります。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 鈴木議員の御指摘のとおり、ガイドラインのほうをもう一度確認してみますと、数だけではなく安全性や衛生、快適性、女性や子供、高齢者や障害者、外国人、その他というような形で、量だけではなく質の確保ということについても触れております。現在、牛久市で、先ほど申し上げましたとおり、計画はできておりませんが、一旦避難所運営マニュアルという中で一部触れられておりますが、まだまだ十分な表現ではなっておりませんので、その辺については、今後検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、今回の地震災害でも活躍したトイレトレーラーについて伺います。

移動式の災害派遣用トイレトレーラーは、車内が広い個室に分かれ、そこに洋式トイレが設置してあり、洗面所や換気扇、化粧鏡なども備えられており、寒い時期にはヒーターが稼働し、停電が起きても太陽光発電で照明や水を流す給水ポンプを使い続けることができます。衛生環境を保つ清掃用の排水口もあり、さらに防音性や遮熱性にも優れております。断水時には、近くの水源からポンプを使って給水も可能であり、汚物をくみ取り式で直接マンホールに流すこともでき

ます。このようなトイレトレーラーが完備されれば、災害時のトイレ問題は一気に解決しそうですが、いかんせん1台千数百万円の購入費用がかかるようです。

一方で、全国には既にこのトイレトレーラーを導入済みの自治体があります。能登半島地震の被災地では、全国の導入している自治体からトイレトレーラーが派遣され、利用者に喜ばれております。そうした自治体とあらかじめ協定を結び、災害時に派遣してもらおうといったことは考えられないでしょうか。

トイレトレーラーの導入に対する本市の見解を伺うとともに、トイレトレーラーを既に導入している自治体と派遣協定を締結することについての市の見解をお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男市民部長。

○吉田茂男 市民部長 お答えいたします。

トイレトレーラーにつきましては、災害派遣トイレネットワークプロジェクト、みんな元気になるトイレを通じて、全国の自治体が一つずつトイレトレーラーを所有し、大規模災害時にそれらのトレーラーを被災地に集合させることで、トイレ確保の大きな一助になるという考えの下進められておりまして、現在、全国で22の自治体が入力しているということを確認しております。

牛久市におきましては、先ほどお答えしましたとおり、災害時のトイレ数は確保できているという認識であるため、現在のところトレーラーの導入及びプロジェクトへの参加予定はございません。

一方、牛久市では、令和3年度に、ユニットハウス等の提供に関する災害協定を三協フロンティア株式会社と締結しており、本協定により提供されるユニットハウスは、仮設トイレとして利用できるものでもあります。トイレトレーラーと同様に、避難者の衛生的な生活環境確保につながるものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 承知いたしました。

それでは、3つ目の質問に移らさせていただきます。

補聴器購入の助成と軟骨伝導イヤホンの導入についてでございます。

令和4年の第3回定例会一般質問において、難聴と認知症の関連を踏まえ、身体障害者手帳の交付対象とならない、18歳以上の、いわゆる加齢性難聴や、若年層の軽度中等度難聴の方々に対する補聴器購入の助成について取り上げましたが、その際、執行部からは、拡充に当たっては補聴器の必要性の確認方法や効果、対象とする補聴器の種類、補助額や補助率、補助回数をどのようにするかなどにつきまして、公平性に基づき、事業としての優先順位も含めて慎重に検討する必要があると考えているとの答弁があり、その上で、国や県の動向も見極めていく必要がありますので、引き続き情報収集しながら検討を進めていくとありました。

その後の約2年間、全国の自治体で補聴器購入の助成事業は広がりを見せております。県内でも本市周辺に限っても、土浦市、つくば市、龍ケ崎市、稲敷市等が高齢者の補聴器購入助成事業をスタートしております。そこで、本市のこの2年間の助成拡充の検討状況を伺うとともに、今後の対応をお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 補聴器購入の助成に関しましては、令和4年第3回定例会に議員から御質問を受けており、その後も定例会のたびに答弁をしております。以来、購入助成制度を開始する県内市町村への情報収集を行い、調査研究し検討を重ねておりますが、現在まで具体的な方針決定には至っておりません。

購入助成制度を導入している県内市町村では、経済的支援を目的としている場合が多く、一部の市町村では、導入後の事業効果を検証するため、アンケートの実施などを考えているということも聞き及んでおります。これまでの答弁でも御説明させていただいておりますが、経済的支援を目的とした補聴器購入助成であっても、確実に一定の改善効果を得ることが重要となってきます。長期にわたり使用を継続していただくために、補聴器購入の際には、正しい医学的な診断や補聴器の使用法の指導に加え、本人の脳や耳を聞こえなかった状態から聞こえる状態に徐々に慣らす訓練も必要とされています。

このため、助成に当たっては、補聴器の必要性の確認方法や効果、対象とする補聴器の種類、補助額や補助率、補助回数、年齢制限、所得制限、聴力の基準、身体障害者手帳適用になる聴覚障害との区別をどのようにするかなど検討する項目が多岐にわたり、助成要件等が各自治体によっても様々であるため、検討に時間を要しているところがございますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 理解はいたしますが、検討時間に少々時間が長くかかっているような状況を感じます。

さて、補聴器は決して安価なものではございません。ですから、音が聞こえにくい、言葉が聞き取りにくいからといって、誰もが所持しているわけではございません。こうした方々が市役所窓口で職員と接する相談する際、本市ではどのような対応をされているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 難聴の方が来庁された場合の市役所窓口での対応ですが、保健福祉部での対応を例に挙げますと、障害福祉課では週3日、手話通訳者を配置しているほか、必要に応じて磁気誘導ループと呼ばれる難聴の方向への音声送受信のための機器を窓口を設置しております。窓口に来庁される方がどの程度の聞こえにくさを抱えているかは、会話の中での訴えや様子で判断することとなりますが、来所手続が円滑に進むように、筆談での対応、聞こえのよい方向からの声かけ、大きな声での対応など、いわゆる合理的配慮による対応を行っております。

以上です。

すみません。また、高齢福祉課における要介護認定の申請などは、代行による申請が認められておりますので、地域包括支援センター職員やケアマネジャーが本人に代わって、窓口で手続することが多くなっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 人が音を聞く経路は、空気を通じて聞こえる気導と、骨を振動させて聞く骨伝導のほかに、耳穴の周囲にある軟骨の振動によって外耳道の内部に音源が生まれるという軟骨伝導という第3の聴覚経路が2004年に発見され、これを応用した軟骨伝導イヤホンが開発されております。これは通常のイヤホンのように耳を塞がないため、周囲の音も聞こえ、骨伝導イヤホンでは気になる側頭部への圧迫感や音漏れもなく、また穴があいていないため清潔を保つことができるといった特徴があり、相談窓口を設置する自治体や、金融機関、病院などが増えています。

本市の庁舎のように狭隘で、市民相談で隣席とのプライバシー確保に困難を抱える窓口においては大変有効なツールだと考えますが、その導入についての本市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 軟骨伝導イヤホンについてですが、近年注目されており、全国的にも金融機関や自治体の窓口を設置されていることは承知しております。従来の骨伝導イヤホンと異なり、耳に入れて使わないという点でも衛生管理がしやすく、窓口での利用に適している一方で、電気信号の伝導経路の関連で、加齢性難聴の方には十分に効果を感じられない場合もあると言われております。

このことから、設置している自治体の状況や機器の有効な活用について調査し、高齢者の方が多く来庁される高齢福祉課の窓口で試験的に導入するかも含めて検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 検討結果はいつぐらいまでに判明するのか、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟 保健福祉部次長兼社会福祉課長 軟骨伝導イヤホンについて現在把握しておりますのは、機器の構造や大まかな価格についてとなります。現時点においては情報が不足している点が多いため、設置している自治体の状況や機器の有効性を調査確認しながら、試験的に導入するかも含めて検討してまいりますので、ちょっと時期的なものはいつとは現時点では答えられません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 承知しました。ぜひとも導入に向けて前向きな検討を、なるべく早く結果が出ますように願っております。

最後の質問に移ります。

奨学金返還支援制度の導入についてでございます。

今年度より、大学や専門学校等の高等教育の無償化が拡充され、給付型奨学金と授業料減免の対象を、多子所帯や理工農系の中間層、所帯収入約600万円まで拡大されました。さらに来年度には多子所帯を対象に授業料や入学金を所得制限なしで無償化することになっております。こ

うした給付型奨学金受給者の対象拡大は、少子化対策の一環として進められているところですが、一方で、貸与型奨学金受給者は、社会人になれば多額の奨学金の返済を迫られることになり、これがかえって若者の結婚をためらわせ、逆に少子化を推し進めてしまう要因ともなっております。

そこで、令和3年第2回定例会、令和5年第2回定例会の一般質問等でも取り上げました奨学金返還支援制度の導入について、三度質問させていただきます。

奨学金の返済に苦しんでいる若者を応援する奨学金返還支援制度を実施している自治体は、年々その数を増やし、令和5年6月1日現在で42都道府県、717市町村に上っております。県内でも、前々回質問時では3市、前回質問時では9市町となっておりますが、最新の状況はどのようになっているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 奨学金返還支援制度につきまして、県内では令和5年5月時点で9市町が実施しておりましたが、令和6年4月時点では10市町村増え、19市町村が実施しております。支援方法、対象要件は自治体によって様々ですが、いずれの自治体も定住促進または特定職業の人材確保を目的として、奨学金返還支援制度を導入しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 県内では1年間で10市町村増えたということです。私は、同制度は若者を呼び込む政策の施策の一つとして有効であると同時に、若者に対する経済的支援として行政として取り組むべき政策であることを主張してまいりました。執行部においても、同制度は定住促進に向けた有効な施策の一つになり得る可能性があると考えますので、引き続き関係各課と連携し、調査研究していくとの答弁がありました。

その後、どのような調査研究がなされたのか伺うとともに、今後の対応について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 内閣府地方創生推進事務局の調査では、先ほど議員からも御案内がありましたとおり、令和5年6月時点において全国で42の都道府県と717の市町村が奨学金返還支援制度を導入しております。県内の導入市町村では、医療、介護、福祉職や、保育士等の人材確保を目的に奨学金を返還支援している事例もございます。県内他市町村や国県の状況を関係各課とともに調査しておりますが、現時点では移住支援金事業や、子育て施策の拡充等、様々な施策を行いながら、市として定住促進に努めているところです。

また、令和元年度に国の給付型奨学金制度が拡充されたこともあり、現段階では奨学金返還支援制度の導入予定はございませんが、引き続き調査してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 毎年多くの自治体で導入されてきている奨学金返還支援制度でございます。その優位性、有効性は、確かなものではないかなと考えます。本市も本制度の導入に向け

て、前向きに調査していかれることをお願いいたします。

さて、文部科学省は、今年3月19日、優秀な人材を教員として確保するために、教職員大学院を修了して正規教員に採用された人を対象に、大学院在学中に借りた奨学金の返済を全額免除するとの方針を示し、今年度実施の教員採用選考受験者からの適用を目指すとしております。また千葉県や千葉市でも、新規採用教員に対する第1種奨学金の総貸与額の全額を補助する事業を実施することになりました。さらに同様な制度は岡山県や山梨県等にもございます。いずれも深刻な教員不足を背景として、優秀な人材を確保するための対策としてとられたものでございます。

さて、本市も毎年、教員の確保には頭を抱えております。そこで提案ですが、本市に教員として採用された場合、その期間は教員が借りていた奨学金のその期間中の返済について補助するといったような制度を設けられないかと考えます。もとよりここで提案した奨学金返還支援制度は、先述した事例とは異なり、若者を呼び込むための施策としてではなく、あくまで本市の教員確保に対応した施策としてであり、またそのため県が採用する新規採用教諭に対するそれではなく、本市に採用された常勤、非常勤講師に対して、本市に勤務している期間中の奨学金の返済について本市が肩代わりするという仕組みになります。たとえ本市勤務中という短期間であっても、奨学金返還を支援してくれるのであれば、本市の教員を希望することは魅力の一つであることに違いありません。本市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 教員向けの奨学金返還支援制度は、教員の確保を目的に導入され始めた制度で、千葉県や千葉市においては教員の奨学金返還を支援しているほか、国においても大学院修了等を要件として、令和7年度から正規教員として採用される者に対し奨学金の返還を免除することが決定されています。

牛久市の公立学校に勤務する正規教員につきましては、全て県費負担の教員であり、人事については茨城県教育委員会に帰属します。県内他市町村への異動などを考慮しますと、正規教員向けの奨学金返還支援制度の導入は、牛久市における教員の確保にはつながりにくいというふうにも考えられます。他方、教員の欠員補充として採用する講師は、同じく県費負担ではありますが、勤務を希望する地域を選択することが可能です。このことから、講師向けの奨学金返還支援を行うことで、茨城県南域における講師の確保につながる可能性はございます。

県内においては、神栖市と東海村において、講師等を対象に奨学金返還支援をしている事例がございまして、教員講師向けの奨学金返還支援制度につきましては、定住促進施策としての奨学金返還支援制度と併せて研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、1番鈴木勝利議員の会派代表質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時15分といたします。

午後3時03分休憩

午後3時15分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番山本伸子議員。

山本伸子議員。

〔13番山本伸子議員登壇〕

○13番 山本伸子 議員 改めまして皆様こんにちは。無会派の山本伸子でございます。本日最後の登壇となりました。よろしくお願い申し上げます。

私は、今回大きく2点質問してまいります。

まず、1点目は、たまり場の成果と検証についてでございます。

行政区の集会所を利用したたまり場が始まり約15年、毎月7万円の補助金を活用して、地域ごとの取組が行われてまいりました。一方で、今回、補助金適正化委員会において、たまり場補助金の要件等に明確な基準がなく、使い道や内容も含め、今年度に検討を要する旨の指摘がされました。行政区の規模に違いがあるのにもかかわらず一律の同額補助金であることや、その使い道も含め、私も検討が必要であると考えております。

そこで、1番目は、このたまり場の成果と検証として質問いたします。

まず、たまり場補助金の3つの交付要件に関してです。不明確であると指摘された補助金の交付要件に、行政区の内外を問わず市民活動団体に無償で貸し出していること、周辺地域を広く巻き込んだコミュニティーづくりに役立っていることがあります。この2つの要件についての市民への周知と認知度はどのようでしょうか。

たまり場は行政区の人だけでなく、それ以外の方たちも利用してくださいというのが大きな特徴であると伺っています。そうなりますと、行政区以外の人たちへのたまり場の実施内容の周知が必要になってくると思われれます。そうした働きかけはどのように行われているのでしょうか。

令和元年度の第3回定例会での答弁では、行政区内外を問わず多くの市民に広く利用していただくため、行政区ごとに行っている工夫などについて聞き取りをしており、今後の課題としては、行政区で様々なたまり場活動を実施していることを知らなかったり、積極的に集会所へ赴くことが難しいため、参加していない方々をたまり場活動に引き込んでいくための方策について、各行政区へ投げかけてまいりたいと、そのように答弁されております。どのような投げかけを行い、課題解決に向けて取り組まれたのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 牛久市地域コミュニティ活性化事業補助金、いわゆるたまり場補助金には、交付対象行政区となるために3つの要件があり、全てを満たす必要がございます。うち2つの要件は、御質問にありましたとおり、集会所を当該行政区の内外を問わず、市民活動団体に広く無償で貸し出していること、集会所を周辺地域を広く巻き込んだコミュニティーづくりに役立っていることとなっております。

先般、たまり場を実施している35行政区へ赴き、それぞれ実施内容のヒアリングを行ってまいりましたが、区外の住民に対する周知としては、各サークル活動を通して、また、サークル会員による口コミで周知が行われている事例が最も多いものでした。実際、集会所を利用しているサークルは、区内外を問わずメンバー構成されている場合が多く、広く会員を募っている状況でございました。また、区内ではありますが、回覧により月ごとの集会所スケジュールを公表している行政区が多く、その回覧を見て興味を持った方が、区外の仲間を連れて見学に来ることもあったこととあり、間接的に区外への周知にもつながっているものと考えています。

さらに、たまり場実施中の看板を入りに掲げ、誰でも立ち寄ってよい旨をPRしている事例があるほか、囲碁や健康マージャンなどでは、区外の集会所へ定期的に赴き、お互いの集会所で交流試合（対局）をするといった事例もございました。

続いて、積極的にたまり場へ参加してない方をいかに活動へ引き込んでいくかについてです。

行政区によっては、ボランティアにより定期的にカフェやお茶会を開き、民生委員と連携して、独居高齢者に集会所へ来ていただく取組を行ったり、福祉事業所と連携してパンの販売をしたり、中学生と連携して、高齢者向けのスマホ教室を開催したり、さらには子ども食堂を開いて、子供同士の交流の場を提供したりしている事例もございます。こうした活動は、日頃集会所を利用していない方の利用促進を図る上で効果的な取組であり、先般のヒアリングの際にも先進事例として紹介し、実施の働きかけを行ったところです。

なお、8月には区長会主催での区長意見交換会が開催され、たまり場の周知の方法や先進事例の取組など、情報交換していただく予定となっています。たまり場活動にいかに関心を持っていただくか、また先進的な取組をヒントに、より活発なたまり場活動をいかに行っていくかを存分に議論していただくことにより、たまり場制度がより地域コミュニティの活性化に資することを期待しているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 御答弁によりますと、行政区外の住民に対しての周知で最も多かったのは、サークル会員による口コミということでした。同じ趣味を持つ仲間同士というのは、一方で固定化にもなりがちとも言えます。たまり場の取組が始まり15年、たまり場というのは聞いたことがあるが、どのような取組が行われているのかを知らない、たまり場そのものを知らないとした声もありました。改めて、たまり場の趣旨と内容を周知する時期であろうかとも考えます。

次に、補助金の交付要件の3つ目に、年末年始を除き年間3分の2以上会館を開放していることがあります。この要件ですと、週に4日から5日は自治会館を開けていなければならないこととなりますが、補助金適正化委員会での指摘では、年間3分の2というのが、1日開けているところと半日開けているところもあり、不明確であると指摘しています。また、規模の大きな行政区はまだしも、小さな行政区ですと、たまり場として自治会館を開けているときの当番というか管理人、そういった方たちに人を充てるのが負担になっているとの声も聞くところです。

何も活動が入っていないときでも、開けておくからには当番が必要となり、たまり場の目的である地域の活性化よりも開放ありきになっているやに見える状況は、検討する必要があるでしょう。この補助金の要件の年間3分の2を緩和し、行政区の規模に合わせた負担のないやり方で、たまり場の趣旨に沿った運用はできないのでしょうか、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 たまり場補助金のもう一つの要件として、集会所を年末年始を除き、地域住民に年間3分の2以上を開放していることがございます。議員がおっしゃるとおり、要件に1日の開放時間に関する規定はなく、自由度の高い表現となっている一方で、行政区ごと開放時間の解釈が一樣となっていない状況もございます。また、ヒアリングの結果、年間3分の2以上解放するという要件が厳しく、今後活動を継続できるか分からないといった意見も一部ではございました。

たまり場の趣旨からすると、できるだけ多くの開放日を確保することが望ましいこととは存じますが、3分の2をクリアできないとの理由でやめてしまうことにより、活動効果がゼロになってしまうのは本意ではございません。あくまでもたまり場の趣旨を逸脱しない範囲において要件を緩和することも考慮しながら、地域の実情に即した運用がしやすいようにしてまいりたいと考えています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、次、2番目です。たまり場の主な活動内容と今後目指すものについて伺ってまいります。

たまり場を実施している行政区の取組として、主な活動には何があるのでしょうか。

私が何か所か見学に行ったたまり場では、サークル活動のみでほとんど会館が埋まっているところもありましたが、たまり場の要件としてこのサークル活動だけでも認められるのかどうかお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 たまり場に誰もが立ち寄れる機会を積極的に設けている行政区がある一方、集会所のスケジュールがサークル活動でほとんど埋まっている行政区もございます。なお、たまり場の趣旨には、地域住民の福祉の増進及び地域の活性化に寄与することが掲げられており、サークル活動が活発に行われている以上、この趣旨に合致するものと判断しております。したがって、サークル活動が中心となっているたまり場についても、補助金の要件を満たすものとして認めております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 第4次の総合計画では、たまり場を誰でも利用でき、多世代が交流する場としていくことを目指していると書かれております。在宅で子育てをしている親子や、共働き世帯の児童生徒などが気軽に利用できるようになることで、自然と多世代の交流が生まれるこ

とが期待できるということですが、現状たまり場が子育て世代に活用されているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 子供たちの利用の場としては、先ほど答弁した子ども食堂の事例のほか、夏休みの宿題をしてもらう場として、エアコンの効いた集会所を開放している事例もございます。また子育て世代においては、子供会などの行事の打合せを集会所で行っているというものもございます。そのほか、夏祭りや餅つきなど、一過性のイベントでの利用は多くの行政区で実績がございますが、子供や子育て世代の定期的な利用となると非常に少ない状況となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 子供会やイベントで使うというのはたまり場とはあんまり関係ないのかなど、行政区としては当然のことだと思います。ただその中で、今御答弁にありました子ども食堂を行っている行政区、また夏休みに子供の学びの場として開放している行政区もあるということでした。私もこの子ども食堂を行っている行政区にお話を伺ってまいりました。この行政区では約1年前から、子ども食堂を始めていて、子供だけでなく、現在は独り暮らしの高齢者にも積極的に声かけをしているそうです。子供と高齢者がみんなで食事をする、多世代の交流の場が子ども食堂を通してつくろうとされていました。また、子ども食堂に来ている子供に、行政区以外の友達でも一緒においでと、そうお声かけしているとも伺いました。

一方で、以前子ども食堂を行っていたけれども、運営に携わる人が集まらなかったりして、中止となった行政区もあるそうです。こうやって、地域の実情に応じて試行錯誤しながら、たまり場に取り組んでいる行政区があることを私も今回知りました。

次に、3番目です。

補助金額が一律月額7万円であることの妥当性と見直しについて伺ってまいります。

これについては、以前からも様々な場面で質問があったと認識しております。その質問に対する答弁では、年間を通じて常時集会所を開放している行政区から、会館に要する光熱水費の補填要望があり、たまり場補助金を開始したこと、また、各集会所を全市民に開館するための運営資金として考えれば、一律7万円は平等であると考えているとも答弁されています。一方で、補助金の要綱には、補助金は事業その他の行政区等の運営費となっており、実際には茶菓代や当番の人への人件費にも充てられているようです。

補助金が光熱水費だけでなく運営費として広く活用されているようですが、どこまでが本来の目的に沿ったものであるのかの明確な判断基準がなく、行政区ごとの判断になっており、不平等感が出てきているのかと推測するところですので。そして、先ほども申し上げましたが、補助金の金額が一律になっていることで、小さな行政区では自治会館を開けておくことが負担になっているとも聞いています。

ですので、例えば、自治会館の開放を年2分の1でもいいけれども、その分補助金も減額したものにするなどという、柔軟で、現実に即した金額の在り方を検討する時期ではないでしょうか。

補助金適正化委員会の指摘を受け、補助金の見直しをどのように、またいつまでにしていられるのかをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 質問にお答えいたします。

令和元年第3回定例会において同様の御質問に対し、補助金については、集会所の開放に充てていただくことを前提としておりますので、行政区の世帯数構成の大小に関係なく、補助金額を一律に設定するのは妥当であると考えておりますと答弁しております。しかしながら、補助金の交付要件の解釈に幅がある表現となっていることから、行政区ごとに運用の考え方が一様となっていない状況が散見されるため、運用方法や補助金の使途などについて、より明確な表現での基準を盛り込んでまいりたいと考えております。

また、現在の運用でお困りの行政区に対しては、柔軟な運用が可能となるような見直しと、補助金額の設定についても検討してまいります。なお、もろもろの検討については、今年度中に結論を出す予定となっており、来年度からの運用開始を目指しております。

また、たまり場補助金の7万円っていうことは、今年度の区長会の総会の挨拶でも今年度中に明確なルールを決定させていただく旨の話を挨拶の中でさせていただきました。先ほどから定義されているように、この補助金、たまり場補助金について熱心にその趣旨に沿った活動をしている行政区とそうでない行政区に対しての一律7万円の補助というのは、明らかにこれ不公平であるとは思っております。

そういったことから、ただ、これまでそういった明確なルールがなかった以上、行政区の活動に対してどうのこうの言うつもりはございませんけれども、今後そういった明確なルールがあって、それに即した補助金の使い方であれば、それはそれで地域の活性化にもつながるものと思っておりますので、明確なルール設定といえますか、決まりは今年度中に決定させていただいて、来年からその運用といった形をさせていただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

それでは、4番の質問に移ります。

市の社協では、地域福祉活動としてふれあいサロン、これを開催して、その費用の一部を補助していると伺っております。また地区社協でも、住民同士のつながりを深めるためのサークル活動、こういったものが行われています。

これらの取組とたまり場の取組、重なる部分も多分にあるかと思えるのですが、その辺のすみ分けというんですか、関連をどう考えていらっしゃるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 ふれあいサロンについては、各行政区の集会所などを拠点として、茶話会や体操など、誰もが参加できる行事として開催されており、赤い羽根募金を原資とした助成が行われていると伺っております。なお、集会所を利用して行われる活動という意味では、たまり場活動の一つとして捉えており、特にすみ分けは行っておりません。

また、そのほか、地区社協の事務所で行われているコミュニティー促進活動についても、活動の場と機会が増えることは好ましいことであるという認識でおり、同じくすみ分けは行っておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 私、今すみ分けって言う言葉をちょっと使ってしまったけれども、活動の場と機会が増えることは好ましいのはそのとおりでしょうけれども、社協でも地区社協でも同じような取組が行われていて、では行政区が行うたまり場の意義には何があるのかと私は思うわけです。たまり場というのを辞書で引くと、仲間がいつもいて雑談などにふけているところとありました。サークル活動だけでなく、誰でも気軽に立ち寄り、おしゃべりができる場、そうした機会をつくるのがたまり場ではないかと私は思います。実際に、例えば、何とかカフェとか、先ほどもお茶会という言葉もありました。それから広場という名でそうした場を設けている行政区もありました。

ふだんから地域のつながりをつくっておくことが、災害時などに助け合い、支え合うことにつながると考えれば、行政区で行うたまり場の意義は、そうしたところにあるのではないのでしょうか。今回補助金の見直しに当たっては、たまり場の在り方も改めて確認する機会としていただきたいと思います。

では、最後5番目です。

たまり場のクーリングシェルターとしての活用の成果と今後について伺ってまいります。

環境省と気象庁は、過去に例のない広域的な危険な暑さが予測される際に、熱中症特別警戒アラートを発表することになりました。発表されると、市町村はクーリングシェルターを市民に開放し、備えるよう求められています。本市においても、一昨年、涼み処としてたまり場が活用されましたが、その際の活用状況はどのようだったのでしょうか。

そして、今後クーリングシェルターを整備する際は、どの施設を準備し、いつ頃から運用していくのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 斎藤正浩市民部次長。

○斎藤正浩 市民部次長兼市民活動課長 私のほうからは、涼み処の実績についてお答えします。

一昨年前に実施した涼み処は、各公共施設のほか、たまり場事業を実施している行政区の集会所に、涼み処看板の設置をお願いし、暑さしのぎの一つとして地域住民の受入れ協力を行ったものです。

実績につきましては、明確な数字を把握していないため不明ですが、行政区ごと涼みに来た方がいたということもあれば特にいなかったということもあり、様々な状況であったようです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 熱中症特別警戒アラートが発表された際に備えるため、市では、公共施設をクーリングシェルターとして近日中に指定する準備を行っております。

す。また、熱中症特別警戒アラートの発令時だけではなく、暑さをしのぐために施設を開放し、熱中症対策を講じてまいりたいと考えております。

今後は、クーリングシェルターとしての利用を希望する民間施設についても、準備が整い次第、募集を行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 市民への周知ですね、クーリングシェルターを設置した場合の市民への周知はどうするのか。また、一昨年、たまり場が行ったわけですが、こちらのほうへのお願いというのはどうなるのかお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 クーリングシェルターの設置場所につきましては、市役所や、生涯学習センターなど、9か所の公共施設を指定できるよう準備をしております。また、熱中症警戒アラートが発令された際なんですけれども、防災無線やかつぱメール、防災アプリなどによりまして、発令のお知らせとか熱中症対策、また、改めてクーリングシェルターの案内を発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 すみませんでした。設置申請者の設置の周知ですよね。こちらのほうにつきましては、広報紙とかを通じまして、シェルターの設置をしたという、9か所設置ということ伝えていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 というか、たまり場に去年、一昨年お願いしたわけなんですけれども、その辺はどうなるのかというところをちょっとお伺いしたかったんですけれども。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 以前はたまり場ということ、たまり場で涼むところとして行っていただいたわけなんですけれども、こちらのほうにつきましても、行政区の区民会館等になるかと思うんですが、こちらのほうにつきましては、市民活動課と連携してクーリングシェルターの設置の意義などを御説明した上で、設置をお願いしてまいりたいと思っております。

クーリングシェルターとして御賛同いただける行政区、こちらのほうが御賛同いただける行政区の方には民間施設のシェルターとしてお申込みいただきまして、市と行政区で協定書を締結いたしまして開設してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今年度はたまり場だけでなく全ての行政区にお願いをするということと理解いたしました。

たまり場の成果と検証として質問してまいりました。令和4年度、直近の市民満足度調査では、たまり場の運営や地区の市民活動の活性化の質問に、どちらかといえば実感しない、または実感

しないと答えた人は55%でした。半数以上の市民は、地域が活性化していると実感していない、この結果を受け、地域の活性化にたまり場が果たす役割を行政区だけにお任せするのではなく、執行部も共に知恵を出し合い、進めていただきますようお願いして、次の質問に移ります。

次は、2番目ですね。

持続可能な行財政運営のための定員管理について伺ってまいります。

まず1番目、定員管理のこれまでの考え方と取組についてです。

適正適切な職員数と一口に言いますが、何をもって適正とするかは難しい判断ですが、自治体として業務量に応じた必要な職員数を確保し、質の高い行政サービスに努めるとともに、一方では、それに係る人件費は義務的経費となり、市の財政に及ぼす影響も考慮しなければなりません。職員数と人件費のバランスを計画的に管理していく定員管理という市の考え方について質問してまいります。

総務省によりますと、地方公共団体は、行政運営を行う上で最小の経費で最大の効果を上げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図らなければならないとしています。翻って牛久市においては、その時々々の社会情勢や、自治体の財政状況、人口の推移に伴う業務量、また当時の首長の考え方もあり、今まで適正適切な職員数を合理的に判断してきたと推測いたします。会計年度任用職員や臨時職員の活用、指定管理者制度の導入など、民間の活用も含め、職員の適正配置に努めてきたにもかかわらず、現状はマンパワー不足と言われております。そこで牛久市における定員管理のこれまでの考え方、そして、取組についてはどうだったのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 1990年代から2000年代初頭にかけて、バブル崩壊後の景気低迷と税収の減収により、多くの地方自治体の財政状況が悪化し、財政再建を図るために人件費を削減する必要が生じました。また、地方分権改革が進められたことにより、地方自治体に対する権限移譲が進む一方で、地方自治体は自らの財政を管理し、効率的な財政運営を求められるようになったことや、総務省から効率的な行政運営を求める指導があったこともあり、人件費抑制が重要な課題となっていました。

そのような時代背景の下、当時の牛久市の定員管理は、国の集中改革プランにおける指標を参考として行政組織や事務事業の見直しを行い、かつ、少数精鋭による効率的な行政運営を目指すこととして、可能な限り少ない職員で運営するべきと考えられていました。

そして、ほかの多くの自治体と同様に非常勤職員を活用するなど、常勤職員をできるだけ抑制する取組を行ってまいりました。

しかし、効率化を推し進めた結果、短期的には効果を発揮しましたが、長期的には組織が疲弊し、かえって様々な問題が発生する状況になっており、これが現状でもマンパワー不足と言われる原因ではないかと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、次に現在の職員体制、この状況などについて質問してま

います。

まず、直近の令和6年4月1日時点における職員数と前年度の退職者数、新規採用者数、フルタイムの再任用職員数をお示しください。そして、その数は前年度の4月1日と比較して何人の増員になるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 令和6年4月1日時点における定員管理上の職員数は381人、前年度退職者数は23人、新規採用者数は40人、フルタイム再任用数は9人となっております。令和5年4月1日における職員数は353人でしたので28人の増、前年度退職者数は27人でしたので4人の減、新規採用者数は18人でしたので22人の増、フルタイム再任用数はゼロでしたので、ゼロ人でしたので9人の増となっております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。今年4月時点での新規採用者数は、今40人ということだったんですけれども、たしか今回は5月1日付で採用した職員もいたと思います。こうなりますと、直近の新規採用者数は何人になるのでしょうか。それが当初目標としていた職員数と比較してどうなのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 令和6年5月1日時点の定員管理上の人数は395人となりましたので、今年度、目標としておりました384人と比較いたしますと11人目標より定員が増えている、数字上はそうとなっております。しかしながら、先ほど述べましたとおり、ここにはフルタイムの再任用9人が含まれております。フルタイム再任用は、令和5年度には、全員週4日勤務をしていらっしゃいましたので、現場からの声でありますと、週4日勤務の者が週5日になったということで、ちょっと9名の増というのは、実際にはちょっと言いがたい状況というふうにもなっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 次に職員の年齢構成について伺います。

職員の削減を進めた時期には、新規採用を抑制した時期があったと聞き及んでおります。そのため職員の年齢構成がいびつになり、行政運営の継続性の上でも課題があると言われておりましたが、現在の職員の年齢構成、状況とその結果をどう分析しているのかお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 令和6年5月1日時点における臨時的任用を含む常勤職員と、再任用職員の人数は合計426人ですが、このうち10代は2人で全体に対する割合は0.5%です。また、20代は100人で23.5%、30代は80人で18.8%、40代は112人で26.3%、50代は82人で19.2%、60代は50人で11.7%となっております。

年代別で最も人数が多いのは40代ですが、47歳が18人であるのに対して、42人は6人

であるなど、年齢別に見るとまだかなりのばらつきが見られます。全体の結果分析といたしましては、30代後半から40代前半の主任、主査クラスの層が薄いと認識しております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 お示しいただいた数字からは年齢別ではばらつきあるけれども、伺ったところ年代別ですとおおむね20%前後となっており、平準化されてきたことが理解できました。

次に、再任用職員数について伺います。

再任用職員には正規職員と同様の勤務となるフルタイム再任用職員、そして短時間再任用職員、この2つの勤務形態があります。牛久市においては、いつからこの再任用制度が運用されているのでしょうか。また年度ごとの定年退職者と、短時間再任用職員及びフルタイム再任用職員の推移について伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 牛久市の再任用制度の運用は、平成28年度から始まり、制度開始初年度は、前年度末定年退職者10人中7人が再任用職員となっております。平成29年度は前年度末定年退職9人のうち7人が新規再任用職員となり、再任用職員の総数は14人でした。平成30年度は定年退職10人全員が新規再任用となり総数は17人、令和元年度は9人全員が新規再任用となり総数は18人、令和2年度は14人全員が新規再任用となり総数は31人、令和3年度は24人全員が新規再任用となり総数は42人、令和4年度は13人全員が新規再任用となり総数は47人、令和5年度は11人中8人が新規再任用となり総数は50人、令和6年度は定年延長に伴い前年度定年退職者がいなかったため、新規再任用職員はゼロで総数は40人となっております。

なお、令和5年度までの再任用職員は週4日勤務の短時間再任用職員のみでしたが、今年度から希望者は週5日のフルタイム勤務が可能となり、今年度40人の再任用職員のうち9人がフルタイム再任用職員となっております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 制度が始まった平成28年は7人、そこから令和5年度は50人、再任用職員の数が大きく増えていることが分かりました。

それでは次に、会計年度任用職員数について伺います。

職員削減に努めてきた一方で、常勤職員の補助的業務や専門性の高い業務では、会計年度任用職員の任用で行政サービスの維持向上を図ってきた経緯があると認識しています。現在までの会計年度任用職員数の推移と傾向について伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 会計年度任用職員制度の運用開始は令和2年度で、当時の職員数は572人でした。令和3年度は558人、令和4年度は568人、令和5年度は548人、令和6年度は540人と年々減少傾向にあります。その理由は、常勤職員の増加に伴いまして、常勤職員の補助的業務を担う会計年度任用職員の職が減っているためでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 次に、早期退職者の状況について質問いたします。

さきの3月議会でもこの問題は取り上げられておりました。採用した職員が翌年度には近隣の自治体に移ってしまうという現状もあるということでした。そこでお尋ねしますが、毎年どれほどの早期退職者がおり、その年代などはどうでしょうか。さらに、早期退職の原因をどう分析し、今後改善していくのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 直近5か年の定年前の自己都合退職と勧奨退職者の人数は、令和元年度は10代1人、20代1人、30代1人、40代1人、50代2人で合計6人、令和2年度は20代1人、40代2人で合計3人、令和3年度は20代3人、30代2人、40代1人、50代2人で合計8人、令和4年度は30代2人、40代3人、50代5人で合計10人、令和5年度は20代4人、30代1人、50代9人、60代1人で合計15人となっております。

早期退職の理由は個人ごとに様々あると考えられますが、若年層における転職による退職にあってはキャリアアップが目的と考えております。また、勧奨退職においては、コロナ禍以降の新たな業務の急増による職員の負担増である可能性が考えられます。

今後の対応といたしましては、常勤職員の採用を進め、定員を増やし、ハラスメント研修を実施するなど、職員の働く環境の改善に取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今数をお示しいただきました直近の2年間、令和4年、令和5年ですね、こちらに関しては2桁の10人と15人、これもさることながら、この4月に退職した20代が4人という数字とともに、私が気になったのは50代の9人という数字です。たしかこの中の約半数は女性で、管理職の方も含まれていたと思います。個々の事情があるにせよ、後に続く女性職員のロールモデルとなる立場の女性が、早期に退職してしまうことを憂慮するところです。この点については、担当課としてもしっかり検証していただきたいと思います。

次に、人件費の推移について質問いたします。

第7次行財政改革大綱、この中に総人件費の推移が管理指標として挙げられております。自治体の行財政改革を進める上で、人件費の管理は重要な課題であるとして、財政上の観点から、常勤職員だけでなく、全ての職員を含んだ総人件費の令和6年度、この目標値を47億9,100万円としています。

そこで、この総人件費のこれまでの推移についてお示しく下さい。また、歳出総額に占める人件費の割合の推移についても伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 一般会計特別会計、全会計における報酬、給料、手当、共済費の決算額を集計いたしましたところ、常勤職員だけでなく、全ての職員を含んだ総人件費は、令和2年度が約45億9,800万円で、歳出総額に占める割合は9.0%でした。また、令和

3年度は約45億1,100万円で9.6%、令和4年度は約45億9,700万円で、9.7%となっております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 直近3年間の人件費ですね。割合でいくと約9%から9.7%と若干上昇傾向であるのがうかがえました。

それでは、この数字、このパーセンテージ、近隣市や類似団体の人件費の割合と比較して、牛久は高いのか低いのか、ここら辺はどうなっておりますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 他自治体の比較となりますと、例えば水道事業や消防事業など自治体ごとに直営で行っている場合や、一部事務組合で行っている場合など様々でございますので、単純に決算額では人件費の比較ができないことから、市町村が毎年総務省地方財政状況調査で報告している普通会計の金額で比較させていただきます。

令和4年度決算に係る総務省地方財政状況調査における性質別歳出状況によれば、牛久市の人件費のうち職員給決算額は約21億2,200万円で、歳出総額に占める割合は6.8%となっております。近隣の割合を申し上げますと、龍ヶ崎市は8.4%、取手市は10.1%、土浦市は9.6%となっております。

また類似団体、つまり、牛久市と産業別就業人口構成比が同じ分類となった自治体は全国に108団体ございますが、そのうち茨城県内の類似団体の状況といたしまして、笠間市が10.4%、守谷市が6.9%、那珂市が11.8%、つくばみらい市が8.2%となっております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 令和4年度の職員給ですね。こちらは牛久市は類似団体と比較しても人件費の規模が小さいと理解いたしました。詳細に調査いただきありがとうございます。

それでは2番目です。

定員管理のこれからの考え方と計画について伺ってまいります。

これまでの定員管理の考え方は、少数精鋭による効率的な行政運営を目指し、その結果、短期的には効果を発揮したけれども、長期的には組織が疲弊し、現状では様々な問題が生じているとの分析がされました。ここ数年は計画的に職員を採用し、職員の年齢構成も平準化してきており、定年延長に伴い再任用職員が増えていること、そして会計年度職員は減少傾向で、一方で早期退職者は増加傾向という現状もありました。

これからの定員管理を考える上では、人口減少や少子高齢化が進んでいく中、感染症対策や激甚化する災害対策といった緊急的な事業への対応など、行政需要に見合う人員や組織体制の整備が必要となっております。一方で、働き方改革による時間外勤務の削減、職員のワーク・ライフ・バランスの充実など、職員一人一人が、能力を十分発揮できる職場環境を整えていく必要もありません。これらを踏まえたこれからの定員管理の基本的な考え方をお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 定員管理とは、行政需要に応えるために必要となる職務や

業務量に応じて、地方自治体において適宜必要な職員を配置していくものであり、行政需要がその時代によって変わりゆくものである以上、職員配置も常に一定ではなく、その時々で適切に増減を見直していく必要があります。

これからの適正な定員管理については、これまで同様に、業務プロセスの効率化を進めて無駄を省くことは当然のことながら、感染症対策や災害対策などの緊急的な事業への対応ができるように実施してまいります。例えば、定年延長にあつては、経験豊富なシニア職員の知識を災害対策や感染症対策などでの指導役として活用するなど、適切な職員配置によって業務効率の向上を図ったり、プロジェクトチームのように、組織編成に柔軟性を持たせ、緊急時にも迅速に対応できる体制を整えることで、定員管理の適正化に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 では、具体的に何点か質問してまいります。

まず定年延長制度への対応についてです。

令和5年度から職員の定年は60歳から65歳に、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、定年退職者は2年に1度しか生じないこととなります。その中で、フルタイム再任用職員については定員管理に含まれることから、今後定年退職後にフルタイム再任用を希望する職員がどれくらいの数になるのか、その数を考慮した採用計画になろうかと思えます。その点についてのお考えをお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 フルタイム再任用職員は定員管理の職員数に含まれますが、今年度フルタイムとなった職員のうち、最長任期は65歳到達となる令和9年度までとなることから、令和10年度の定員管理目標数430人に含めて考えることはできません。しかし、今年度末に61歳定年を迎える職員が次年度以降フルタイム再任用を希望する場合は、令和10年度の定員管理目標人数に含まれることから、65歳定年の制度完成となる令和13年度までは、新規再任用職員のフルタイム希望や現フルタイム再任用職員の継続希望をよく確認した上で、通常職員採用計画人数を検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ところで、この定年引上げに伴う法律の改正の中に、役職定年制の導入があります。組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持することが目的です。その中で、特に特例任用という制度があり、今回本市において初めてこの制度が運用されました。この制度を運用することになった経緯について、また今後、この制度を運用する場合の考え方を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 特例任用とは、地方公務員法第28条の5に規定された制度で、牛久市においては牛久市職員の定年等に関する条例第9条に規定されております。いわゆる役職定年を延長し、引き続き管理監督職を占めた勤務させることができる場合は、次の3つの事由のいずれかに該当する場合があります。

1つ目は、当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の

ほかの職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。2つ目は、当該職務に係る勤務環境、その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員のほかの職への降任等による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。3つ目は、当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員のほかの職への降任等により、公務の運営に著しい支障が生ずることです。

今回牛久市ではこの条例に該当する事例がありましたため、特例任用制度を運用いたしました。今後につきましても、必要な場合においては運用いたします。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今3つの事由のいずれかに該当する場合として伺いました。いずれにしても、公務の運営に著しい支障が生ずることのないように役職定年を延長し、勤務させること、これが特例任用制度であると私としては理解いたしました。しかし、一方で、役職定年制によって新陳代謝を担保しなければ、人事が停滞することにもなりかねないとした意見もあるようですので、慎重な運用は欠かせないと考えます。

次に、専門職や技術職の確保についての質問です。

市民の安全安心な生活を支えるための健康や福祉、インフラ整備などの事業を充実させるためには、専門的な技術を持った職員を継続的に確保することが必要です。しかしながら、どの自治体においても、専門性が求められる職種の人材確保が困難になっていると聞くところです。本市の近年の状況と、今後積極的に採用するための取組について伺います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 直近5か年の専門職の採用状況といたしましては、令和元年度に福祉事務1人、保健師1人、学芸員1人、技師2人で合計6人を採用いたしました。令和2年度は福祉事務1人、管理栄養士1人、技師1人、幼稚園教諭1人で合計4人、令和3年度は保健師1人、管理栄養士1人で合計2人、令和4年度は保育士4人、管理栄養士2人、保健師1人、技師1人で合計8人、令和5年度は保育士1人を採用しております。

専門職採用のための取組といたしましては、近隣にある学校には直接訪問し、採用情報を学生に周知していただけるようお願いをしております。また、そのほか60校以上の大学、短大、専門学校には、依頼文書に職員採用パンフレットやポスターを同封して郵送しております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今伺いましたところでは、その年によって1人から8人、随分ばらつきがあるようですけれども、この募集した専門職、技術職、計画どおり採用できているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 手元にデータがございます直近3年につきましてお答えさせていただきます。

先ほど、令和5年度は保育士1人を採用というふうに申し上げましたけれども、前年度の採用試験では、事務福祉、建築専門職、電気専門職、臨床心理士、精神保健福祉士をそれぞれ1名ずつ、1名程度、それから保育士を2名程度、合計7名程度を募集しております。しかしながら結果は、保育士の1名のみの採用となりました。

その前年の令和4年度は8名の専門職員を採用したと先ほど申し上げましたが、この年は、保育士が5名程度、土木職、建築職、電気設備、事務福祉、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師、管理栄養士をそれぞれ1名程度募集しまして、合計で約14名程度の募集をいたしました。採用は8名にとどまっております。

その前年度におきましても同様で、事務福祉、管理栄養士、精神保健福祉士、保健師、土木専門職、建築、電気設備専門職、合計8名程度募集をかけましたが、採用に至ったのはそのうち2名ということになっております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 募集してもそれだけしか採用できてないとすると、業務への影響もあるのかとは推測するところですが、引き続き地道にお願いしたいと思います。

次の会計年度任用職員のことを伺おうと思ったのですが、これはちょっと割愛させていただきます。

最後の質問になります。目標とする職員数と人件費を想定した計画についてです。

自治体が人員や財源を計画的に管理するための指針が定員管理計画です。計画を策定している自治体も多く見られますが、牛久市においては、こうした目標とする職員数と人件費を想定した計画があるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 令和10年度までに定員管理430人と短時間再任用職員20人とし、それまでの年度において退職者の状況を加味した新規採用を行う職員採用計画目標はございます。また、人件費を想定した計画は、第7次行財政改革大綱における令和6年度の総人件費のみとなっておりますので、今後は目標とする職員数と併せて人件費も想定した計画が必要であると考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 令和10年度までには430人という御答弁でしたが、ちょっとこれ伺いたいんですけども、職員1人が受け持つ市民の数ってよく言われますけれども、この430人というのは、人数的には職員1人が受け持つ人数としては、適正適切な人数になるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 議員冒頭のお話にありました適正人数というのは大変難しい、何をもって適正とするのかというのは大変難しいところなんですけれども、牛久市における定員の430人につきましては、もともと400人の想定をしておりました。それは、調べましたところ、牛久市と同じ類似団体で合併をしていない、かつ、人口や面積が牛久市と似ている埼

玉島の和光市をモデルとして、牛久市の最低の職員数を和光市レベルまでは持っていこうということで参考にした数字というふうに伺いました。430人が牛久市にとって適正かどうかというのは、430人の業務のベテラン度と申しますか、熟練度等にも関係してまいりますので、今のところは430人というのが一つの目標として考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 分かりました。職員数の目標は令和10年度まであるのだけれども、人件費を想定した計画はないということでした。牛久市第7次行財政改革大綱、ここに載っている数字だけだということだったんですけれども、この数字見ますと、令和6年度に47億円という数字ですから、ちょっと今の現状とはかけ離れているのかなというところも感じるところです。

では、今年度新規職員を今までになく多く採用しました。そこでお聞きしますが、職員1人の採用から65歳の定年までの社会保険料や退職金負担金なども含めた総人件費は、おおよそ幾らで算定しているのでしょうか。そして、今伺った令和10年度の職員数430人と想定した場合の総人件費は幾らになるのかお示してください。

将来人口が減少すれば厳しい財政状況を踏まえた定員管理が求められ、将来人口を見据え、それに見合った職員数となるような、逆算しながらの職員数の視点も必要になってまいります。人件費が増加することは、義務的経費の割合を高め、財政の硬直化を招く大きな要因ともなります。将来にわたって持続可能な行財政運営を実現していくための定員管理の考え方をお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生総務部次長。

○石野尚生 総務部次長兼人事課長 職員1人の採用から65歳定年までの総人件費についてですが、採用は大学新卒年齢の22歳と仮定し、令和5年度における全職員の給料手当退職手当負担金、共済組合負担金など全ての人件費項目を個人別に集計し、22歳から65歳までの各年齢の全職員の平均額を算出、それらを合算する方法で試算いたしました。その結果、22歳採用から65歳定年までの総人件費は約3億1,800万円であります。

また、令和10年度の職員数430人の目標値に係る総人件費の想定は、管理職の人数は現在と同数とし、副参事職から主事補までの人数を現在の割合で案分して増やし、合計人数を430人といたしました。そして、その職名ごとの1人当たりの人件費平均額を算出し、それぞれの人数を乗じて総額を算出しました。さらに、常勤職員だけではなく全ての職員の人件費を加えた結果、総人件費の試算は約4億8,000万円であります。

人件費の増加は、義務的経費の割合を高め、財政の硬直化を招く要因となることは事実でございます。しかし、かつて常勤職員を抑制し、効率化を推し進めたことによる弊害が繰り返されることがないように、人件費のみに軸足を置いた定員管理にもまた注意が必要です。今後も歳出総額に占める総人件費の割合を現状のレベル以下に抑制することで、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現する定員管理を継続してまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 これからの定員管理の考え方として様々伺ってまいりました。定年

年齢が引上げられることによる60歳以降の職員については、これまでの豊富な知識や技術を生かし、最大限活躍してもらうための勤務意欲を高く保つことができる人事配置が必要となり、複雑多様化する行政課題に的確に対応できるような専門職や技術職も必要になる、そして危機管理対策や地球環境への配慮など、新たな行政課題も発生している昨今です。持続可能な行財政運営を実現していくための人員や財源を計画的に管理する定員管理計画、私は早急に必要であると考えます。

最後に市長のお考えをお聞かせいただければと思います。御答弁よろしく願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 再質問にお答えいたします。

市の将来の財政運営を考えた際、総人件費の見込みも重要であることから、今後の計画に当たっては、人数と併せ総人件費も考慮してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 牛久に暮らす市民だけではなくて、牛久市役所で働きたい、そう思っ
て選ばれるまちになるように期待しまして、私の一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、13番山本伸子議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。お疲れさまでした。

午後4時28分延会